

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 3 年 3 月

福 祉 基 盤 課

目 次

重点事項

頁

1	社会福祉法人制度等について	1
2	(1)災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について	5
	(2)社会福祉施設等の被災状況の把握について	6
	(3)社会福祉施設等の水害・土砂災害対策の徹底について	7
	(4)福祉サービス第三者評価事業について	7
3	(1)独立行政法人福祉医療機構における優遇融資について	8
	(2)社会福祉施設職員等退職手当共済制度について	8

連絡事項

頁

第1	社会福祉法人制度等について	
1	社会福祉連携推進法人制度の創設について	10
2	社会福祉法人制度の運営について	13
3	その他	23
第2	社会福祉施設等の防災・減災対策等について	
1	災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム(DWAT)の設置について	26
2	社会福祉施設等の被災状況の把握について	28
3	社会福祉施設等における業務継続計画(BCP)について	29
4	社会福祉施設等の防災・減災対策について	30
5	社会福祉施設等の耐震化の推進について	30
6	社会福祉施設等の土砂災害対策・津波対策の徹底について	31
7	社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について	33
第3	社会福祉施設等の運営等について	
1	福祉サービス第三者評価推進事業について	34
2	福祉サービスに関する苦情解決の取組について	35

第4	感染症対策について	
1	新型コロナウイルスへの対応について	36
2	今冬のインフルエンザ対策	36
3	新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種(予防接種)対象事業者の登録に向けた対応	37
4	ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について	38
第5	独立行政法人福祉医療機構について	
1	福祉貸付事業について	40
2	福祉医療経営指導(経営サポート)事業について	43
3	社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	45
4	福祉保健医療情報サービス(WAM NET)事業について	47
5	社会福祉振興助成事業について	48

参考資料

1	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その4)	50
2	評議員の改選(評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等)に係る留意事項について	54
3	令和2年度(4月1日時点)会計監査人設置状況調査	58
4	社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 2021年度運用スケジュール(全体イメージ)	59
5	現況報告書等の集約結果について	60
6	会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う消費生活協同組合法関連規定および社会福祉法関連規定の改正について(通知)	61
7	第三者評価の都道府県別等の受審数等	69
8	都道府県運営適正化委員会における苦情受付件数	72

重点事項

1. 社会福祉法人制度等について

(1) 現状・課題

- 社会福祉法人については、公益性・非営利性の高い法人であることから、税を含む各般の優遇措置が設けられており、少子高齢化や人口減少など、人口動態や地域の福祉ニーズ等が変化していく中で、平成28年の社会福祉法人制度改革を踏まえつつ、経営組織のガバナンスの確保や事業運営の透明性の向上等の取組を通じ、国民に対する説明責任を果たすとともに、一層地域社会に貢献していくことが求められている。
- 社会福祉法人は、上記のような状況を踏まえつつ、社会環境の変化に対応した事業展開を適切に進めていく必要がある。

(2) 連絡・依頼事項

【1. 社会福祉連携推進法人関係】

- 社会福祉連携推進法人の所轄庁は、社会福祉法人と同様、都道府県又は市等が担うこととなるので、令和4年6月までの円滑な施行に向け、体制整備を含めた準備作業にご協力をお願いしたい。
- 社会福祉連携推進法人の施行に向けては、「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」を立ち上げ、①連携法人の業務内容や、②連携法人のガバナンスルール、③連携法人による貸付けの実施方法などについて検討を進めているところであるが、本年の夏頃を目途に、説明・意見交換の場を設定したいと考えているので、御了知いただきたい。

【2. 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた社会福祉法人の運営関係】

- 令和3年2月12日付福祉基盤課事務連絡を踏まえ、法人の令和2年度決算作業や役員・評議員の改選等に係る指導や一般監査を行うに当たっては、引き続き柔軟に対応していただくようお願いしたい。

【3. 社会福祉法人制度改革関係】

- 平成28年社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、「社会福祉充実計画に基づく取組の適切な実施」、「地域における公益的な取組の一層の推進」、「法人指導監査の適正な実施」など、社会福祉法人への指導、支援を引き続きお願いしたい。
- 特に、「地域における公益的な取組」を実践している法人について、現況報告書に取組内容を漏れなく記載するよう指導するとともに、報道等がなされているような法人運営に課題を抱える法人については、特別監査の実施等必要な指導を徹底するほか、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を通じた計算書類等の届出が99.4%となった現状を踏まえ、当該システムを未だ活用していない法人に対する指導をお願いしたい。
- 令和元年度の「会社法の一部を改正する法律」等の改正に併せて社会福祉法が改正され、今般、関係省令が制定された(令和3年3月1日)ところであり、当該改正内容については、令和3年2月4日付社援発0204第1号社会・援護局長通知「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う消費生活協同組合法関連規定および社会福祉法関連規定の改正について」でお示しているとおりでありますが、新たに本改正のポイントを資料にまとめているので、これも活用し、社会福祉法人への周知、指導をお願いしたい。

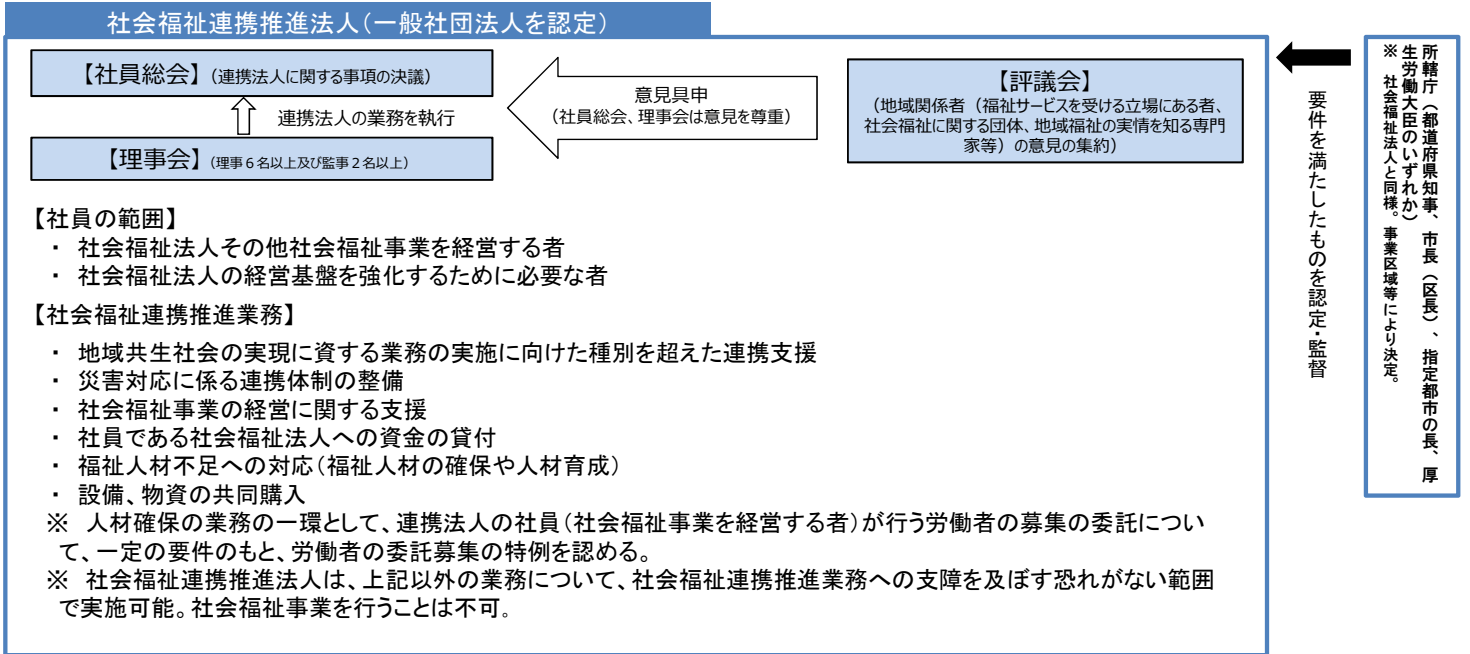
【4. その他】

- 令和3年度予算(案)においても、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」に係る所要の予算を計上しているので、社会福祉連携推進法人制度の施行も見据え、積極的にご活用いただきたい。
- 令和2年度予算において、「小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修事業」を実施し、主として小規模法人を念頭に、法人の財務会計に関する理解を深めるためのeラーニング教材を開発し、厚生労働省ホームページで公開したところであるので、管内法人に対する周知等に御協力をお願いしたい。

社会福祉連携推進法人制度の創設について

- 人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められている。
 - このため、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。
- (※) 合併認可件数は、年間10～20件程度。

(→ 社会福祉法人等が、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働しやすい環境整備を図る。)



社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会

1 設置の趣旨

- 社会福祉連携推進法人制度の施行に向け、その具体的な運営の在り方等について検討を行う。

2 構成員(敬称略・五十音順)

川原 丈貴	川原経営グループ 代表
(座長) 田中 滋	埼玉県立大学 理事長
松原 由美	早稲田大学人間科学学術院 准教授
宮川 泰伸	独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部福祉審査課長
山田 尋志	地域密着型総合ケアセンターきたおおじ 代表

3 検討項目等

- 令和2年11月に検討会を設置し、以下のような項目について、議論を進める。

(1) 社会福祉連携推進法人の業務内容

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備、物資の共同購入

(2) 社会福祉連携推進法人のガバナンスルール

- ・ 社員の範囲
- ・ 社員の議決権の取扱い
- ・ 評議会の運営

(3) 社会福祉連携推進法人による貸付けの実施方法 等

※ 本検討会は、社会・援護局長が開催し、庶務は福祉基盤課において実施。

※ 検討会の会議、資料、議事録は原則として公開する。ただし、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある等の場合にあつては、非公開とすることができる。

※ 本検討会の資料等については、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14486.html) に掲載。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた社会福祉法人の運営への対応について

- 新型コロナウイルス感染症の状況下において、社会福祉法人の運営に係る諸手続が適切に履行されるよう、本年2月に、昨年と同様、以下のような柔軟な取扱いを示している。
- なお、こうした取扱いは、緊急事態宣言の対象地域のみならず、全国を対象としている。

1. 理事会・評議員会の開催時期の柔軟な取扱い

→ 理事会・評議員会について、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が困難な場合には、可能になり次第、速やかに開催すれば足りることとした。

2. 理事会・評議員会のオンライン開催等の推奨

→ 理事会・評議員会は、音声が届く、適時的確な意見表明ができれば良く、「社会福祉法人指導監査ガイドライン」において示すテレビ会議のほか、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれるという解釈を示した。このほか、理事・評議員全員からの事前の同意の意思表示がある場合は、法令等の定めるところにより、決議の省略という手段も可能であることを周知した。

3. 理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告

→ 理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告については、報告の省略はできず、実際に開催された理事会において報告を行う必要があるが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が困難な場合には、当該報告の時期の取扱いにつき、柔軟に対応することとした。

4. 所轄庁への各種届出書類の提出期限等の柔軟な取扱い

→ 以下の書類の作成、所轄庁への提出期限(6月末日)等について、柔軟に取り扱うこととした。

- (1) 計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書
- (2) 財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書
- (3) 社会福祉充実計画

社会福祉法人制度改革(平成28年改正社会福祉法)の実施状況

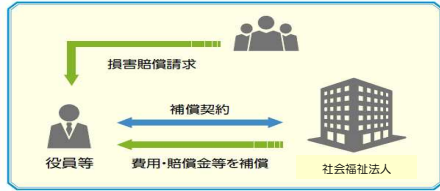
平成28年改正社会福祉法の措置内容		措置状況・評価
1. 経営組織のガバナンスの強化	○ 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。	経過措置対象の4,374法人のうち、定数確保済みの法人数 96.6% ※福祉基盤課調べ(令和元年12月1日時点) ※令和2年3月までに選任完了見込み含む
	○ 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備	－(把握している罰則適用事例はない)
	○ 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備	－
	○ 一定規模以上の法人への会計監査人の導入	収益30億円/負債60億円超の法人全てに設置 ※387法人(令和元年12月1日時点福祉基盤課調べ)
2. 事業運営の透明性の向上	○ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大	H29より財務諸表等電子開示システムを運用
	○ 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等	財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.4% ※20,836法人/20,972法人(令和2年4月1日時点)
3. 財務規律の強化	○ 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等	－(把握している罰則適用事例はない)
	○ 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化	社会福祉充実財産総額 4,546億円(前年差 393億円減) ※福祉基盤課調べ(令和元年12月時点)
	○ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ	社会福祉充実財産発生法人は全体の9.8% ※2,045法人(令和元年12月時点福祉基盤課調べ)
4. 地域における公益的な取組を実施する責務	○ 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定	地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合 53.8% ※出典:財務諸表等電子開示システム(平成31年4月1日時点)
5. 行政の関与の在り方	○ 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ	H29に指導監査ガイドラインを策定・公表
	○ 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備	勧告件数 29件 公表件数 1件 ※出典:福祉行政報告例(平成30年度実績)
	○ 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備	H29より財務諸表等電子開示システムを運用 H29より、所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるよう措置

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による社会福祉法等の改正のポイント

- 令和元年の会社法の一部改正に併せて、社会福祉法人においても、役員等(理事、監事又は会計監査人)に対する**補償契約**や**役員等賠償責任保険**(D&O保険)が適切に運用されるよう、これらの契約締結に必要な手続等を明確化するため、社会福祉法等について所要の改正を行ったもの。(令和3年3月1日施行)

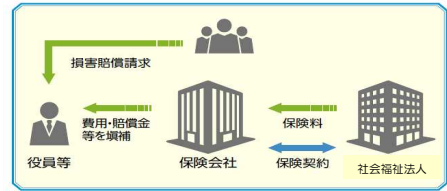
【補償契約】

(社会福祉法第45条の22の2の規定により準用される一般法人法第118条の2)



【役員等賠償責任保険】

(社会福祉法第45条の22の2の規定により準用される一般法人法第118条の3)



(定義)

- 補償契約とは、役員等に対して、
 - ア 役員等がその職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
(例：弁護士費用や損害に関する調査費用等)
 - イ 役員等がその職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、損害賠償金又は和解金を支払うことにより生ずる損失について、費用等の全部又は一部を社会福祉法人が補償することを約する契約をいうこと。

(補償契約を締結する場合に必要な手続)

- 補償契約の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならないこと。
- 補償契約に基づく補償を行った理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての事実を理事会に報告しなければならないこと。
- 当該報告の概要につき、理事会の議事録に記載すること。

(経過措置)

- 上記内容は、令和3年3月1日以降に締結された補償契約について適用すること。

(定義)

- 役員等賠償責任保険とは、社会福祉法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものをいうこと。
※ ただし、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものは除く。
(例：生産物賠償責任保険・企業総合賠償責任保険・個人情報漏洩保険や、自動車賠償責任保険・任意の自動車保険・海外旅行保険等)

(役員等賠償責任保険に加入する場合に必要な手続)

- 役員等賠償責任保険の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならないこと。(契約期間を延長する場合や保障内容の見直しを行う場合を含む。)

(経過措置)

- 上記内容は、令和3年3月1日より前に締結された保険契約には適用しないこと。
※ 保険期間の始期にかかわらず、契約締結日で判断。

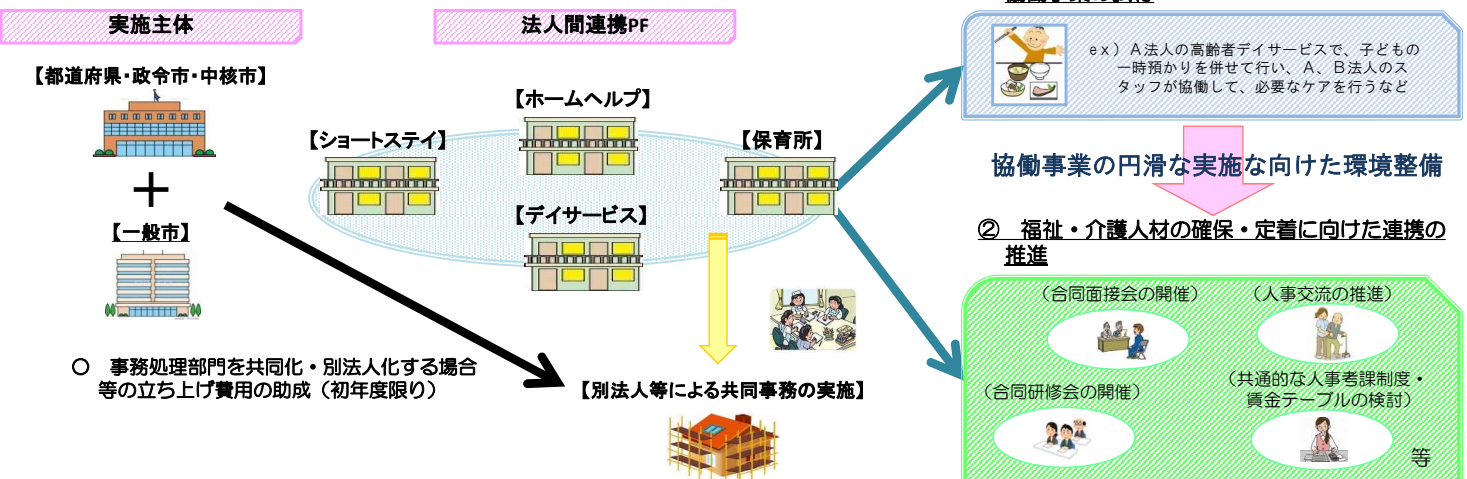
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

令和3年度予算額(案)：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

【要旨】

- 小規模法人においては、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても、職員体制の脆弱性などから、単独でこうした取組を実施することが困難な状況がある。
- 特に社会福祉法人においては、法人の規模にかかわらず、「地域における公益的な取組」の実施が責務化されている。
- このため、こうした課題に対応し、小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図る観点から、複数の小規模法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行する。
- また、協働事業の円滑な実施に向け、ネットワーク参画法人の職員に過度な負担が生じることのないよう、合同面接会や合同研修、人事交流の実施など、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組も併せて推進する。

【事業内容】



◆◆ 厚生労働省ホームページに研修動画がオープンしました！ ◆◆

E-ラーニングで学ぶ **社会福祉法人財務会計**

E-ラーニングで学ぶ社会福祉法人財務会計

検索

または、厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>生活保護・福祉一般>社会福祉法人制度 からリンク

第1弾

研修動画

講師：亀山 美代子 先生
(亀山美代子税理士事務所)

第2弾 (近日公開)

モデル研修 (演習) 動画

講師：亀山 美代子 先生
(亀山美代子税理士事務所)

こんな方にお薦めです！

- ✓ 正しいやり方を知りたいがどこから手を付けていいかわからない
- ✓ 特定の会計処理にいつも苦戦してしまう
- ✓ もっと効率のよいやり方を知りたい



① いつでも ② 何度でも ③ 見たいところだけ

オンライン研修で！

令和元年度社会福祉推進事業においてとりまとめた「社会福祉法人経理事務マニュアル」について、講師が解説した動画を厚生労働省ホームページ上にアップしました。
各法人のご担当者様におかれては、経理事務の参考として、ぜひご活用いただきますようお願いいたします。



小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修 モデル研修にご参加ください！

- ✓ 研修動画の理解が深まる！
- ✓ 法人同士で交流・情報交換できる！



令和3年1月26日(火)

14:00~16:30 @オンライン (Zoomを予定)

講師：亀山 美代子 先生

(亀山美代子税理士事務所)

内容：社会福祉法人の財務会計事務で特に躓きがちなテーマについて、グループでケーススタディを行います。
定員：約20名



※参加に当たって※

- 先にWebページにおいて公開しているE-ラーニングを予め視聴ください。
- Zoomを用いたオンライン研修に参加できる設備があるかどうか、必ずご確認ください。
- 研修の様子は、自治体・団体等が研修を行う際の参考とするため、一部を後日Webページに掲載する予定です。その際には、個人が特定されないようにいたしますので、予めご了承ください。

2. (1) 災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について

(1) 現状・課題

- 災害福祉支援ネットワークの構築は42都道府県、災害派遣福祉チーム(DWAT)の設置は35府県(活動実績があるのは13府県)となっており、構築・設置に向けた取組は進んでいるものの、全ての都道府県での構築・設置には至っていない。
- 全ての都道府県での災害福祉支援ネットワーク構築及びDWAT設置を要請するとともに、令和3年度予算案で拡充(※)した災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業などを活用し、災害時に迅速に活動できる体制の整備を目指す。
※ 令和3年度予算案では、災害福祉支援に係る対応力向上を図るため、災害福祉支援に係るコーディネーターによる平時からの災害派遣福祉チームの派遣リストの整備や保健医療活動チームとの合同研修・訓練の企画・実施などの取組を行う場合、さらなる補助の上乗せを行うこととしており(令和2年度の上限額である基本事業の150万円(連携体制充実事業を実施する場合は325万円)に320万円を上乗せ)、災害時の福祉支援体制の強化を推進していくこととしている。

(2) 依頼事項

- **未構築・未設置都道府県において、早急に災害福祉支援ネットワークの構築及びDWATの設置がされるよう、検討を加速化させるとともに、災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業を活用した体制強化に向けた取組をお願いする。**
- また、これまでのDWATの活動経験から、**要配慮者への支援にあたっては、DMATや保健師チームといった保健医療関係者と連携した活動が有効**であることがから、**令和3年度予算案では、保健医療活動チームとの合同研修・訓練の実施など、平時からの保健医療関係者との連携を進めるため、災害福祉支援に係るコーディネーターを配置するための予算を計上している**ので、積極的に活用し、実効性のある災害時の福祉支援体制に取り組んでいただくようお願いする。
- なお、令和2年度における「災害派遣福祉チームリーダー養成研修」については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、集合研修の形ではなく、3月下旬に全国社会福祉協議会のHPで研修内容の動画配信を行うこととしているので、積極的な受講をお願いする。

都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWA T設置状況

- 災害福祉支援ネットワークを構築しているのは42都道府県
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)を設置しているのは35府県(うち活動実績があるのは13府県)

※「災害福祉支援ネットワークを構築している」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政・福祉関係者・防災関係者等で構成されるネットワーク会議が設置され、災害時においてDWATが派遣できる又は福祉施設間において相互に人員を派遣できる協力体制が構築されていることをいう。

都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置
北海道	○	年度内設置予定	石川県	○	○	岡山県	○	◎
青森県	○	◎	福井県	年度内構築予定	令和3年度設置予定	広島県	検討中	
岩手県	○	◎	山梨県	検討中		山口県	○	検討中
宮城県	○	◎	長野県	○	◎	徳島県	○	○
秋田県	○	○	岐阜県	○	○	香川県	○	○
山形県	○	○	静岡県	○	◎	愛媛県	○	◎
福島県	○	◎	愛知県	○	○	高知県	○	○
茨城県	○	○	三重県	○	○	福岡県	○	年度内設置予定
栃木県	○	◎	滋賀県	○	○	佐賀県	○	○
群馬県	○	◎	京都府	○	◎	長崎県	○	○
埼玉県	○	◎	大阪府	○	○	熊本県	○	◎
千葉県	○	○	兵庫県	○	検討中	大分県		○
東京都	○		奈良県	○	○	宮崎県	○	年度内設置予定
神奈川県	○	年度内設置予定	和歌山県	検討中		鹿児島県	○	設置準備中
新潟県	○	○	鳥取県	○	○	沖縄県	○	○
富山県	○	○	島根県	○	○			

※◎はDWAT活動経験あり。

令和3年2月4日現在 厚生労働省調べ

3

2. (2) 社会福祉施設等の被災状況の把握について

(1) 現状・課題

- 近年、大規模災害が発生する中で、社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要となっている。このため、今年度中に災害時情報共有システムを構築し、令和3年度から運用することとしている。

(2) 依頼事項

- 当該システムの運用開始に向けて、施設・事業所の基本情報(自家発電機の有無や洪水浸水想定区域の該当の有無など)の登録を依頼しているところであり、登録が完了していない都道府県等におかれては、担当課室へ働きかけるなど速やかに登録が完了するようご協力をお願いしたい。

2. (3) 社会福祉施設等の水害・土砂災害対策の徹底について

(1) 現状・課題

- 水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)では、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設(学校、医療施設、社会福祉施設等)の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。
- 水防法における避難確保計画の作成は、法律の義務にもかかわらず、計画作成が必要な88,601施設のうち55,075施設(策定率:62.2%)でしか計画が作成されていない。また、当該計画に基づく避難訓練は、20,982施設でしか実施されていない。(令和2年10月31日時点)
- 土砂災害防止法における避難確保計画の作成は、法律の義務にもかかわらず、計画作成が必要な18,326施設のうち12,139施設(策定率:66.2%)でしか計画が作成されていない。また、当該計画に基づく避難訓練は、5,125施設でしか実施されていない。(令和2年12月31日時点)

※避難確保計画の作成状況は以下の国土交通省のホームページを参照。

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/linksinpou.html>

(2) 依頼事項

- 各都道府県等におかれては、砂防部局や市町村と連携して、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き(平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課)」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル(平成29年6月厚生労働省・国土交通省)」を参考に、計画未作成施設や避難訓練未実施施設に対して、改めて指導・助言等を行っていただき、**全ての社会福祉施設等において避難確保計画の作成及び当該計画に基づいた避難訓練が実施されるようにされたい。**

2. (4) 福祉サービス第三者評価事業について

(1) 現状・課題

- 「福祉サービス第三者評価事業」は、サービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。
- 社会福祉法第78条第1項では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされている。
- しかしながら、第三者評価の受審状況には、各都道府県や各施設・サービス、各設置主体でバラツキが見られる。

(2) 依頼事項

- 福祉サービスの第三者評価を定期的に受審している事業者は施設が得意とする分野と不得意とする分野が明確に把握でき、サービスの質の向上に結びついていると評価する声もあることから、**各都道府県においては積極的な受審を促していただきたい。**

3. (1) 独立行政法人福祉医療機構における優遇融資について

(1) 現状・課題

- 独立行政法人福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施している。

(2) 令和3年度の取組

- 令和3年度予算（案）においては、「経済政策運営と改革の基本方針2020」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備を推進するために必要な資金需要に対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資等を実施する予定。

《貸付条件の延長》

- ・ **新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置**
▽優遇期間を当分の間延長
- ・ **都市部における民有地等の借地を利用した介護施設等の整備に係る土地所有者への一時金に対する優遇措置**
▽優遇期間を令和7年度まで延長（貸付利率：（当初10年間）基準金利△0.5%）
- ・ **老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置**
▽優遇期間を令和7年度まで延長（貸付利率：無利子）
- ・ **保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置**
▽優遇期間を令和6年度まで延長（融資率：90%、貸付利率：据置期間中無利子）
- ・ **障害福祉サービス事業者等の整備に係る融資条件の優遇措置**
▽優遇期間を令和5年度まで延長（融資率：85%）
- ・ **アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置**
▽優遇期間を令和3年度まで延長
（融資率：75～80%、貸付利率：基準金利+0.05%～基準金利+0.1%）

(3) 依頼事項

- 上記について、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いする。

3. (2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について

(1) 現状・課題

- 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日法律第21号）附則で「平成29年度までに総合的な子ども・子育て支援の実施状況を勘案し、機構に対する国の財政措置の見直しについて検討を加え、所要の措置を講ずること」とされていた。
- 平成29年12月に開催された社会保障審議会福祉部会において、「保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成32年度までに改めて結論を得る」こととされた。

(2) 依頼事項

- 令和3年1月25日開催の社会保障審議会福祉部会において見直しについて検討の結果、以下のとおり取りまとめられた。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については、他の経営主体とのイコールフットイングの観点から、平成18年に高齢者関係の施設・事業について、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について、公費助成が廃止された。保育所等については、平成27年2月12日の本福祉部会報告書で平成29年度までに結論を得ることとなっていたが、その後、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により令和2年度までに改めて結論を得ることとなっている。今般、令和2年12月に公表された「新子育て安心プラン」により、待機児童の解消を目指し、令和6年度末までの4年間で保育の受け皿を更に整備するための取組みが行われていくことから、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットイングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとする。

- 上記について、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人に対して遺漏なきよう周知をお願いする。

連 絡 事 項

第 1 社会福祉法人制度等について

1 社会福祉連携推進法人制度の創設について

(1) 社会福祉連携推進法人制度の概要

社会福祉連携推進法人（以下「連携法人」という。）制度については、昨年の通常国会において成立し、令和 2 年 6 月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、新たに創設されることとされている。

連携法人は、地域共生社会の実現に向け、地域ニーズに対応した新たな取組の創出、その担い手となる福祉・介護人材の確保・育成、社会福祉法人（以下「法人」という。）の経営基盤の強化などを進めていく観点から、法人等が社員となり、地域の福祉サービス事業者間の連携・協働を進めていくための枠組として位置付けられており、連携法人に係る社会福祉法の改正規定は、法律の公布の日から 2 年を超えない範囲の政令で定める日から施行される。

連携法人のポイントは次のとおりとなるので、各都道府県等におかれては、御了知の上、今後、施行準備に御協力をいただきたい。

社会福祉連携推進法人制度のポイント

（ ）書は、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」第 2 条の改正規定による改正後の社会福祉法の条項。

【 1 . 社会福祉連携推進法人の位置付け】(第 125 条、第 127 条)

一般社団法人のうち、一定の要件に該当するものを所轄庁が認定。

【 2 . 認定・指導監督機関】(第 131 条の規定により準用される第 30 条)

都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長等

【 3 . 社員の範囲】(第 127 条第二号)

以下に該当する者が社員となり、社会福祉法人が社員の過半数であることが必要。

社会福祉法人その他社会福祉事業を営む者

社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者

【 4 . 社会福祉連携推進法人の内部機関】(第 127 条第五号)

社員総会・・・法人運営に係る重要方針の議決機関

理事会・・・法人運営に係る執行機関

社会福祉連携推進評議会・・・法人運営に係る意見具申・評価機関

【 5 . 社会福祉連携推進法人が行う業務】

社会福祉連携推進業務 (第 125 条)

以下の業務のうち、いずれか一つ以上を実施する。

ア 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援

イ 災害対応に係る連携体制の整備

ウ 社会福祉事業の経営に関する支援

エ 社員である社会福祉法人への資金の貸付

オ 福祉人材不足への対応 (福祉人材の確保や人材育成)

カ 設備、物資の共同購入

社会福祉連携推進業務以外の業務

社会福祉連携推進業務への支障を及ぼす恐れがない範囲で実施可能。

社会福祉連携推進法人が実施できない業務 (第 132 条第 4 項)

社会福祉事業は実施不可。

なお、連携法人の認定・指導監督に係る事務については、法人と同様、都道府県等が担うこととされているので、各都道府県等におかれては、今後、庁内を含めた体制整備を進めていただく必要がある。

(2) 社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた検討

連携法人制度の施行に向けては、連携法人が地域において有効に活用されるよう、運用の詳細の検討を行うため、有識者からなる「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」を昨年 11 月 9 日に立ち上げたところ

るである。(厚生労働省ホームページ参照：
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14486.html)

今後、同検討会において、連携法人の業務内容や、連携法人のガバナンスルール、連携法人による貸付けの実施方法などについて議論を進めていくこととしており、現時点では3回に渡り議論を行った。

これらの検討状況については、随時情報提供を行っていくこととしているが、本年の夏頃を目途に、同検討会における検討状況などを含め、連携法人制度の施行に向けた説明・意見交換の場を設定したいと考えているので、各都道府県等におかれては、御了知いただきたい。詳細は追ってお知らせする。

(3) 社会福祉連携推進法人制度会計基準(仮称)の策定について

連携法人制度の施行に当たっては、上記においてお示した運用の詳細のみならず、その業務内容に即した会計基準を策定する必要がある。当該会計基準については、同検討会の議論の進捗を踏まえつつ、昨年12月に立ち上げた「社会福祉法人会計基準等検討会」で検討していくこととしているので、各都道府県等におかれては、御了知いただきたい。

また、「社会福祉法人会計基準等検討会」では、社会福祉連携推進法人会計基準の検討に加え、昨年度の「社会福祉法人会計基準検討会」において検討課題として挙げられた課題(「他の法人形態で適用されている会計基準や会計処理の適用の要否について」「平成23年の新基準策定時から検討課題として残っている項目(社会福祉協議会)について」)についても、並行して検討していくこととしているので、併せて御了知いただきたい。

2 社会福祉法人制度の運営について

(1) 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた社会福祉法人の運営について

昨年、新型コロナウイルス感染症のまん延により、理事会・評議員会の対面開催が困難になるなど、法人の運営にも大きな影響を及ぼした。

令和3年においても、令和3年2月12日付福祉基盤課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その4)」(参考資料1参照)でお示ししているとおり、昨年と同様、以下のような取扱いを継続することとしているので、各都道府県等におかれては、法人における令和2年度決算作業や役員・評議員の改選等に係る指導や一般監査等を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえつつ、引き続き柔軟に対応していただくようお願いしたい。

理事会・評議員会について、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が困難な場合には、可能になり次第、速やかに開催すること

理事会・評議員会は、音声が即時に伝わり、適時的確な意見表明ができれば良く、「社会福祉法人指導監査ガイドライン」において示すテレビ会議のほか、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれること。

以下の書類の作成、所轄庁への提出期限(6月末日)等について、柔軟に取り扱うこと。

- ア 計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書
- イ 財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書
- ウ 社会福祉充実計画

なお、令和3年における評議員の改選に係る留意事項については、令和3年1月27日付福祉基盤課事務連絡「評議員の改選(評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等)に係る留意事項について」(参考資料2参照)においてお示ししているところであるので、併せて参照されたい。

(2) 社会福祉法人制度改革について

法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年第 21 号。以下「平成 28 年改正法」という。)において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、次の改正を行っている。

- ・ 経営組織のガバナンスの強化（評議員会の必置化、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等）
- ・ 事業運営の透明性の向上（財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に関する規定の整備等）
- ・ 財務規律の強化（役員報酬基準の作成、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）の明確化、社会福祉充実財産がある法人に対する社会福祉充実計画作成の義務付け等）
- ・ 地域における公益的な取組の責務化
- ・ 行政の関与の在り方の見直し（国・都道府県・市の連携を推進等）

法人が、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たせるよう、引き続き、各法人、都道府県等において必要な取組を進めていただきたい。

(3) 会計監査人の設置について

会計監査人の設置が義務付けられる法人（以下「特定社会福祉法人」という。）は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第 2 号第 1 様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が 30 億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第 3 号第 1 様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が 60 億円を超える法人である。

なお、令和 2 年度の現況報告書によれば、参考資料 3 のとおり、特定社会福祉法人 396 法人、会計監査人の設置義務のない任意設置の 123 法人の合計 519 法人が会計監査人を設置している。

各都道府県等におかれては、特定者社会福祉法人における会計監査人が適切に選任され、適切な会計監査が行われるよう、法人に対し、必要な指導をお願いしたい。

(4) 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第55条の2の規定に基づき、法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされており、当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度6月30日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされている。

令和2年度における計画策定状況等について現在集計中であり、追ってお知らせするので御了知いただきたい。

また、令和3年度に初めて社会福祉充実計画を策定する法人については、令和3年6月30日までに所轄庁あて、当該計画の承認申請を行う必要があることから、令和2年度決算の見込みを踏まえつつ、令和3年度版「社会福祉充実残額算定シート」を活用し、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行うことが重要であり、各都道府県等におかれては、該当する可能性のある法人において試算が適切に行われ、時間的余裕をもって計画の内容の検討が行われるよう、指導されたい。

令和3年度版「社会福祉充実残額算定シート」については、令和3年2月24日付社援基発0224第1号「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」の一部改正を踏まえ、当該改正による建設工事費デフレーターに基づく指数の更新を行ったものを当該通知に併せてお示しをしているところであるので、令和3年度における社会福祉充実残額の算定に活用されたい。

併せて、令和2年度以前に策定した社会福祉充実計画の変更を行う法人がある場合には、変更承認手続等に遺漏のないよう、必要な事務処理をお願いする。

なお、具体的な事務処理に当たっては、「社会福祉充実計画の承認等に関する

る事務処理基準」(平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知) 及び「社会福祉充実計画の承認等に関する Q & A」を参照されたい。

(5) 「地域における公益的な取組」の推進について

「地域における公益的な取組」については、法第 24 条第 2 項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課されている。

これを踏まえ、「地域における公益的な取組」に係る具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」(平成 30 年 1 月 23 日付け社援基発 0123 第 1 号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)によりお示しをしているところである。

また、平成 30 年度社会福祉推進事業「地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業」(地域における公益的な取組に関する委員会)において、好事例等を掲載した報告書が公表されているところである。

各都道府県等におかれては、本通知の趣旨や本報告書を踏まえ、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備をお願いしたい。

また、「地域における公益的な取組」を実践しているにも関わらず、現況報告書への記載がなされていないケースも散見されるため、「地域における公益的な取組」を実施している法人については、現況報告書へ漏れなく記載するよう指導されたい。

(6) 法人に対する指導監査の適正な実施について

法人の指導監査については、平成 29 年度より、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号関係局長連名通知。以下「監査実施要綱通知」という。)により実施していただいているが、今後とも、平成 28

年改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、監査の基準を明確化（ローカルルールの是正）し、指導監査の効率化・重点化を図ったという趣旨を踏まえ、適切に法人の指導監査を実施していただきたい。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況下における監査の実施に当たっては、同感染症のまん延状況を踏まえ、監査の実施時期及びその実施周期については柔軟に取り扱われたい。

ただし、法人の不適切な運営について報道等がなされるケースも見受けられることから、現に法人運営に支障が生じているなど、当該法人に対する指導を行う喫緊性が高く、指導監査を行うことにつき相当の理由がある場合には、特別監査の実施等を含め、必要な指導を徹底されたい。

（７）会計専門家による支援について

会計専門家による支援等については、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成 29 年 4 月 27 日付け社援基発 0427 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）においてお示ししており、法人の事業規模や財務会計に係る事務体制等に即して、以下の 2 つの区分により実施していただくこととしている。

将来的に会計監査人設置義務法人となることが見込まれる大規模法人等を対象とした「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」

- ・ 法人運営全般に関する体制、日常業務に関する体制、決算業務に関する体制等の法人の財務会計に係る内部統制に関する項目等に関連して発見された課題及びその課題に対する改善の提案に関する報告を受ける支援

適切な財務会計の運用支援が必要とされる比較的小規模な法人等を対象とした「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」

- ・ 経理体制、会計帳簿、計算書類、会計処理等の法人の財務会計に関する事務処理体制に関する項目の確認及びその項目についての所見に関する報告を受ける支援

これらの支援は、適正な財務報告、法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等に非常に有効なものであるため、各都道府県等におかれては、管内法人の実施状況の把握に務めるとともに、未実施の法人に対しては積極的な活用を促されたい。

なお、これらの実施状況については、現況報告書に記載することとしているが、例年、これらの支援に該当しない内容について、誤って記載する法人も多いことから、現況報告書への適切な記載について、指導されたい。

併せて、これらの支援を実施した場合には、監査実施要綱通知の別添「社会福祉法人監査実施要綱」により、一般監査の実施の周期の延長等を行うことができることとされているので、改めて御了知の上、管内法人に対して周知願いたい。

(8) 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(以下「電子開示システム」という。)は、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、平成 29 年 4 月 1 日に施行された法第 59 条の 2 第 5 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)の業務として、平成 29 年 6 月からシステム運用を行っているところである。

電子開示システムについては、20,972 法人のうち、令和 2 年 11 月 30 日現在、20,836 法人(99.4%)が本システムによる現況報告書等の届出を行ったところであり、昨年度(99.2%)よりも本システムの活用が進んでいる。各都道府県等におかれては、本システムによる届出の推進に対して御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

なお、来年度の電子開示システムにかかるスケジュールについては、福祉医療機構より各所轄庁、各法人に対して既に別途連絡しているが、現段階では、4 月 1 日から入力シートのダウンロード等の運用を開始する予定である。併せて、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」も適宜御確認いただいた上、御対応いただきたい。(参考資料 4 参照)

また、現況報告書等の提出期限である6月末に近くなると、各所轄庁や福祉医療機構等に対して、システムの入力等に係る問い合わせ等が大幅に増えることが見込まれることから、各法人があらかじめ入力に係る事前の準備を行い、時間的余裕をもって入力作業を行うことができるよう、管内法人に対して周知を図るとともに、所轄庁自ら作業の進捗管理に努めていたただきたい。

なお、法人に対する周知に当たっては、WAM NETの「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」サイトからアクセスできる「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」に、財務諸表等入力シートの体験版やシステム操作をわかりやすく説明した「はじめてガイド」等を掲載しているので、これらの活用も併せてお願いする。

今後、参考資料5のように、令和2年度の届出に基づく全国の法人の運営状況等を集約した結果を電子開示システムにおいて掲載するので参考とされたい。また、各都道府県市が管内法人の計算書類等の内容をCSVデータでダウンロードすることができる機能も用意しているので、併せて法人運営の分析等に活用されたい。

各都道府県等におかれては、電子開示システムが、法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民にインターネット等を通じて迅速に情報提供できるようにするという趣旨であることを踏まえ、本システムによる届出の推進や、届出内容の確認等について、引き続き御協力いただくとともに、管内法人等関係各方面に周知願いたい。

(9)「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による社会福祉法等の改正について

会社をめぐる社会経済情勢の変化にかんがみ、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図る観点から、令和元年度に「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)が成立したところ。

この中で、社会福祉法についても併せて改正が行われており、

役員等に対する責任追及等に関して、役員等が要した防御費用や賠償金を法人が補償すること（補償契約）

役員等を被保険者として法人が役員等のために契約を締結すること（役員等賠償責任保険（D&O保険））

に関して新たな規定が創設され、令和3年3月1日より施行することとしている。

改正のポイントは次のとおりであるが、詳細は、参考資料6のとおり、令和3年2月4日付社援発 0204 第1号社会・援護局長通知「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う消費生活協同組合法関連規定および社会福祉法関連規定の改正について」においてお示ししているとおりであるので、各都道府県等におかれては御了知の上、管内法人に対する周知とともに、必要な指導をお願いしたい。

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による社会福祉法等の改正のポイント

【1．改正の概要】

社会福祉法人が締結する役員等（理事、監事又は会計監査人をいう。以下同じ。）に対する補償契約や役員等賠償責任保険（D&O保険）が適切に運用されるよう、これらの契約締結に必要な手続等を明確化するもの。

【2．補償契約】（第45条の22の2の規定により準用される一般法人法第118条の2）

補償契約とは、役員等に対して、

ア 役員等がその職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用（通常要する費用の額を超える部分を除く。）

イ 役員等がその職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、損害賠償金又は和解金を支払うことにより生ずる損失（役員等の社会福祉法人に対する任務懈怠による損害賠償責任に係る部分

及び役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合に支払われる損害賠償金又は和解金の全部を除く。)

について、費用等の全部又は一部を社会福祉法人が補償することを約する契約をいうこと。

補償契約の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならないこと。

補償契約に基づく補償を行った理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての事実を理事会に報告しなければならないこと。

当該報告の概要につき、理事会の議事録に記載すること。(社会福祉法施行規則第2条の17)

上記内容は、令和3年3月1日以降に締結された補償契約について適用すること。

【3. 役員等賠償責任保険】(第45条の22の2の規定により準用される一般法人法第118条の3)

役員等賠償責任保険とは、社会福祉法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものをいうこと。

ただし、このうち、

ア 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する社会福祉法人を含む保険契約であって、当該社会福祉法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該社会福祉法人に生ずることのある損害を保険者が補填することを主たる目的として締結されるもの(例：生産物賠償責任保険・企業総合賠償責任保険、個人情報漏洩保険等)

イ 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害(役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことに

よって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害を除く。)を保険者が補填することを目的として締結されるもの(例:自動車賠償責任保険・任意の自動車保険・海外旅行保険等)

については、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして、除かれるものであること。

役員等賠償責任保険の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならないこと。(契約期間を延長する場合や保障内容の見直しを行う場合を含む。)

上記内容は、令和3年3月1日より前に締結された保険契約には適用しないこと。(保険期間の始期にかかわらず、契約締結日が3月1日より前であれば経過措置が適用。)

上記手続に従って、社会福祉法人が役員等賠償責任保険契約の保険料を負担した場合には、当該保険料の負担は社会福祉法上適法な負担と考えられることから、被保険者である役員等個人に対する経済的利益の供与はなく、当該役員等個人に対する給与課税を行う必要はないこと。

【4. 施行期日】

令和3年3月1日

3 その他

(1) 社会福祉法人関連の令和3年度予算(案)(「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」)について

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」(令和3年度予算額(案): 410,267千円)については、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の施行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する事業として、平成30年度に創設し、令和元年度において、実施主体に一般市区を追加するなどの事業の拡充を図ったところであるが、令和3年度においても、これを継続することとしている。

各都道府県等におかれては、今後、連携法人が創設されることも見据え、複数法人のネットワーク強化、単独法人では実施が困難な協働事業の推進等の観点から、本事業の一層積極的な活用をお願いしたい。

(2) 「eラーニングで学ぶ 社会福祉法人財務会計」の周知について

令和2年度予算において、「小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修事業」(予算額: 6,740千円)を確保し、主として小規模法人を念頭に、法人の財務会計に関する理解を深めるため、eラーニング教材を開発し、厚生労働省ホームページで公開したところである。(厚生労働省ホームページ参照: https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/)

正確な計算書類を作成する上で、日々の経理事務を適切に行うことが必要であり、そのためには法人事務職員の財務会計に対する理解を深めることが不可欠である。

各都道府県等におかれては、本教材が有効に活用されるよう、管内法人に対する周知に御協力をお願いするとともに、本教材を活用した研修の実施などを含め、法人の経理事務処理体制の強化を図る観点から、法人に対し必要な支援を行うよう、御協力をお願いしたい。

(3) 法人への寄附に関する税制 (税額控除制度) の周知について

平成 23 年 6 月の租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号) の改正により、個人が一定の要件を満たした法人等へ寄附金を支出した場合、寄附者が所得控除制度か税額控除制度のいずれかを選択して受けることができるようになってきている。税額控除制度については、小口寄附の減税効果が高いことから、新たな寄附者が増えること等が期待されている。

この制度利用のためには、法人等が一定の要件(例：寄付金の額の年平均の金額 30 万円以上、寄附金等収入が経常収入金額の 1/5 以上等) を満たしていることが必要であり、法人等が所轄庁に申請をし、その要件を満たしていることの証明を受ける必要がある。(要件や手続等の詳細は厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/09.html) を参照。)

法人においては、税額控除制度の利用がまだ少ないことから、各都道府県等におかれては、管内の市及び所管法人に対して周知いただくとともに、併せて、ホームページ等を活用し、住民等への広報についてもお願いします。

(4) 法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

日本は、マネーロンダリング・テロ資金対策のための国際基準を策定する多国間枠組みである金融活動作業部会(FATF(ファトフ): Financial Action Task Force) に加盟している。FATF では、マネーロンダリング・テロ資金対策の国際基準として 2012 年に第 4 次勧告を採択し、その履行状況について加盟国間で相互審査を行っている。

当該勧告では、法人を含む「非営利団体」(NPO) について、合法的な団体を装うテロリスト団体によって悪用されないよう対策を行うこととされており、昨年に審査団による訪日審査が実施され、今年の夏頃に審査報告書が公表される予定である。

法人のガバナンスが適切に機能し、社会福祉法に基づく行政庁の監督が適切に行われることで、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止にも資するものと考えられることから、各所轄庁におかれては、こうした動きも念頭に置きつつ、引き続き、法人に対し適切に指導監督を行っていただきたい。

また、海外事業は、マネーロンダリング・テロ資金供与といった観点から危険度の高い取引が行われる可能性が高まることを踏まえ、海外事業を行う法人の指導監査においては、その内容や実態を把握していただきたい。

第2 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

1 災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWA T）の設置について

災害福祉支援ネットワークは、災害時において、高齢者や障害者、子どもといった災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難所生活における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成・活動させるなどの取組を進めるためのネットワークである。令和3年1月末現在、42都道府県においてネットワークの構築、35府県において災害派遣福祉チームの設置がされており、構築・設置に向けた取組は進んできているものの、全ての都道府県での構築・設置には至っていない。

近年、大規模災害が発生する中で、少子高齢化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいることから、避難所生活において、医療や保健的側面からの支援に加え、福祉的側面からの支援が求められている状況にある。また、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害では、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことも喫緊の課題となっている。

近年の活動状況を見ると、令和元年台風第19号の際には、被災5県（宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県）において、それぞれ管内の災害派遣福祉チームが派遣され（長野県では長野県の要請を受けた群馬県の災害派遣福祉チームが派遣）、被災者に対する相談支援や避難所内の環境整備などの支援活動を行い、大きな成果を上げたところである。また、令和2年7月豪雨災害の際には、特に被害の大きかった熊本県において、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCA T）が、約3か月にわたり県内の避難所17か所で避難者への声かけや避難者からの相談などの支援活動を行い、避難所での災害時要配慮者の生活を支える福祉ニーズへの的確な対応が行われたところである。

厚生労働省においては、全ての都道府県での災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チームの設置を目指し、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ周知を図る観点から、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知）を策定するとともに、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業）を通じて、各都道府県におけるネットワーク構築や災

害派遣福祉チームの構成員に対する訓練、都道府県間の災害派遣福祉チームの広域的な連携等に係る経費について補助を行っている。令和3年度予算(案)では、災害福祉支援に係る対応力向上を図るため、災害福祉支援に係るコーディネーターによる平時からの災害派遣福祉チームの派遣リストの整備や保健医療活動チームとの合同研修・訓練の企画・実施などの取組を行う場合には、さらなる補助の上乗せを行うこととしており(令和2年度の上限額である基本事業の150万円(連携体制充実事業を実施する場合は325万円)に320万円を上乗せ)、災害時の福祉支援体制の強化を推進していくこととしている。

災害福祉支援ネットワークの構築に向け、全ての都道府県において何らかの検討は行われている状況と伺っているが、未構築等の都道府県におかれては、ガイドラインに基づき、早急に災害派遣福祉チームの組成・派遣が可能となるよう、関係団体間の調整、チームの組成・派遣に係る詳細な仕組みの構築等、具体的に取り組んでいただき、早急に構築・設置を完了していただくようお願いする。また、令和元年度から実施している「災害派遣福祉チームリーダー養成研修」(令和元年度及び令和2年度においては社会福祉法人全国社会福祉協議会が受託)の研修成果を災害派遣福祉チームの組成・派遣等に役立てていただきたい。なお、令和2年度の研修については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、3月下旬に全国社会福祉協議会のHPにおいて、研修内容の動画配信を行うこととしている。また、令和3年度も引き続き研修会を実施する予定であるので、当該研修も活かし、災害時の福祉支援体制の整備を進めていただきたい。

(参考1)

災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業(案)

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業として実施

実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体

補助率：定額補助

次の(1)及び(4)の事業それぞれ上限150万円。

(1)の実施に併せて、(2)のいずれかの事業を実施する場合は上限175万円を上乗せ、(3)の事業を実施する場合は上限320万円を上乗せ。

事業内容：

(1)基本事業

- ネットワーク本部の立ち上げ・運営
- 災害福祉支援体制の検討・構築
- ネットワークの普及・啓発
- 災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等
- 他都道府県と情報交換や連携づくり

(2)連携体制充実事業

- 保健医療分野も含めた一体的な支援体制の検討・構築
- 受援体制の検討・構築
- ネットワーク事務局被災時の広域的な連携体制の検討・構築
- 市町村のネットワーク事務局への参画と連携体制の検討・構築
- 災害時に必要な器材の確保や備蓄場所の確保に係る検討・構築
- 被災社会福祉施設等が事業継続を行えるような体制整備の検討・構築

(3)災害対応力向上事業【令和3年度新規】

災害福祉支援コーディネーターを配置し、以下のような取組を実施

<平時の取組>

- ・災害派遣福祉チームの派遣リストの整備や保健医療関係者との合同訓練・合同研修の企画・実施、社会福祉施設等での事業継続計画(BCP)の策定支援等

<災害時の取組>

- ・災害派遣福祉チームの派遣調整や保健医療等の他職種との連携等

(4)体制強化事業(1回限り)

- 災害福祉支援ネットワークが構築されている都道府県が対象
- ネットワーク本部の検討・構築
- 管内社会福祉施設等の被災状況を把握するためのシステムの構築

2 社会福祉施設等の被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(平成29年2月20日付雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号)に基づき、都道府県、指定都市、中核市(以下「都道府県等」という。)から被災状況整理表により情報提供をいただき、当該情報を被害状況の把握及び必要な支援策の検討等に活用しているところである。

近年、大規模災害が発生する中で、社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要であり、令和2年度中に、災害発生時における社会福祉施

設等の被害状況等を国や都道府県等が把握するための災害時情報共有システムを構築し、令和3年度から運用を開始することとしている。

当該システムの運用開始に向けて、施設・事業所の基本情報（自家発電機の有無や洪水浸水想定区域の該当の有無など）の登録を依頼しているところであり、登録が完了していない都道府県等におかれては、担当課室へ働きかけるなど速やかに登録が完了できるようご協力をお願いしたい。また、運用開始後は、災害時における社会福祉施設等の被災状況についてシステムを活用して把握することになるが、当面の間、被災状況整理表による被災状況の把握との併用を考えているのでご承知おきいただきたい。なお、システム運用後の被災状況の把握方法等については、令和2年度末までにお知らせする予定である。

3 社会福祉施設等における業務継続計画（BCP）について

社会福祉施設等においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがある。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時においても、サービス提供に必要な人材を確保しつつ、感染防止対策の徹底を前提とした継続的なサービス提供が求められる。

こうした事態が生じた場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等を定める「業務継続計画」（BCP）を策定することが有効であることから、介護分野や障害福祉分野等においては、運営基準の見直しにより、当該計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられることとなっている（3年の経過措置期間あり）。

各都道府県等におかれては、「社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）」（令和2年6月15日付け事務連絡）も参考にいただきながら、当該計画策定が義務化されていない社会福祉施設等を含め管内社会福祉施設等に対してBCPの早急な策定を促していただきたい。

4 社会福祉施設等の防災・減災対策について

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化しており、令和2年においても、令和2年7月豪雨や令和2年台風第10号など、広範囲において、災害そのものによる直接的な被害だけでなく、停電・断水によるライフラインの途絶などのインフラ毀損による二次被害も生じたところである。

このような状況を踏まえ、社会福祉施設等の防災・減災への対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）を推進することとしており、令和2年度第三次補正予算において所要の財源を確保したところである。また、独立行政法人福祉医療機構による耐震化等の防災・減災に係る優遇融資や自家発電設備及び給水設備の導入工事に係る優遇融資を引き続き実施することとしている。

各都道府県等におかれては、これらを有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていただきたい。

（参考2）

医療施設、社会福祉施設等の防災対策
 令和2年度第三次補正予算 110億円
 医療施設や障害者支援施設、介護施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備や非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援を行う。

児童福祉施設等の耐震化整備や非常用自家発電設備の設置、浸水対策等については、既定予算を活用して実施する。

（参考3）独立行政法人福祉医療機構による防災・減災に係る優遇融資

	耐震化等	自家発電設備等の導入
融資率	95%（通常70～80%）	
利率優遇	【耐震化整備・スプリンクラー整備】 基準金利同率（据置期間中無利子） 【高台移転等整備】 全期間無利子	基準金利同率（据置期間中無利子）

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等対象事業を優遇対象とする
 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

5 社会福祉施設等の耐震化の推進について

社会福祉施設等の耐震化状況については、平成30年9月に公表した社会福祉施設等の耐震化状況調査結果（<https://www.mhlw.go.jp/content/000357011.pdf> 参照）によ

れば、平成 29 年 3 月末時点の耐震化率は 90.3%（耐震済棟数約 20.0 万棟 / 全棟数約 22.2 万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。

令和 2 年 10 月 26 日に依頼させていただいた令和 2 年 3 月末時点の耐震化状況について、未提出の自治体におかれては速やかな提出をお願いしたい。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」において、社会福祉施設等の耐災害性強化対策として、耐震化対策の取組を推進することとしており、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、社会福祉施設等に対して、積極的に国庫補助制度や融資制度等の情報提供及び助言を行うなど、耐震化整備を進めていただきたい。

6 社会福祉施設等の土砂災害対策・津波対策の徹底について

(1) 土砂災害対策

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付関係省庁担当課長通知）により、民生部局と砂防部局との連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところであるが、平成 28 年の台風 10 号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 6 月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

各都道府県等におかれては、同法も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（平成 29 年 6 月国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

(平成29年6月厚生労働省・国土交通省)」を参考に、当該施設等に対して、早期に避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施していただくよう指導・助言等をお願いする。

また、平成29年11月には、総務省からの「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」(平成29年5月)を受け、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知)を通知しているので、各都道府県等におかれては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画の砂防部局への情報提供、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなど、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等適切な対応をお願いする。

平成27年8月20日付 27文施企第19号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発0820第1号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第44号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知

(2) 津波対策

津波対策については、平成28年熊本地震や平成30年北海道胆振東部地震など、近年震度7を観測する地震が各地で発生していることから、全国で地震に伴う津波対策を推進する必要がある。津波は台風等と異なり地震発生後のわずかな時間で来襲することがあり、事前に予測することが困難であることから、児童、障害者、高齢者等の災害時の避難に時間を要する要配慮者が多数利用する社会福祉施設等は、津波災害に備えた十分な避難対策を講じておく必要がある。

各都道府県等におかれては、津波防災地域づくり法(国土交通省所管)第54条第4項に基づき市町村地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の社会福祉施設等には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられているので、「社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び避難訓練の実施の促進について(周知及び指導・助言依頼)」(令和元年6月17日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知)も参考にいただきながら、社会福祉施設等に対し、早期に避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施していただくよう指導・助

言等をお願いする。

7 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査（調査時点：平成30年12月1日時点）によれば、未だ一部施設において、「ばく露の恐れのある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期すようお願いする。

なお、今後、令和2年12月1日時点のアスベスト使用実態調査を依頼するので、速やかな調査にご協力願いたい。

また、独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資について、令和3年度においても引き続き実施することとしているため、管内社会福祉施設等に対し、当該融資の積極的な活用について周知をお願いしたい。

（参考4）独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資

	社会福祉施設	
融資率	70～75%	75～80%
利率優遇	通常利率から	0.05～0.4%

第3 社会福祉施設等の運営等について

1 福祉サービス第三者評価事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者自らが施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。

本事業については、福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目（共通評価基準）及び各福祉サービスの評価基準（内容評価基準）に基づき実施されていたが、共通評価基準と内容評価基準に不整合が生じている等の指摘を受け、平成26年4月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下、「共通評価基準」という。）を全部改正したところである。さらに、平成30年3月に社会福祉法人制度の見直しや、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）において評価の質や受審率の向上等に向けた規制改革に取り組むべきことが指摘されたことから、都道府県推進組織に対し受審率の数値目標の設定及び公表を行う努力義務を課すなど、一部改正を行っている。

各都道府県におかれては、これらの改正に伴う評価基準の見直し、評価調査者の研修等に引き続き努めていただくとともに、令和元年度から第三者評価機関の認証は更新制となっており、直近3ヶ年度における評価件数が10件未満の認証機関については更新時研修を受講する必要があるため、都道府県推進組織においては、感染対策を徹底しつつ更新時研修の実施について引き続き遺漏なく取り組んでいただくようお願いする。

また、第三者評価の受審状況を見ると、各都道府県や各施設・サービス、各設置主体ではらつきが見られるところである。社会福祉法第78条第1項では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされていることから、サービスの質の向上に結びつけるためにも、管内社会福祉施設等に対し、積極的な受審を促していただきたい。（参考資料7）

《参照通知等》

- ・ 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」
(平成 26 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「保育所における第三者評価の実施について」
(平成 28 年 3 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)
- ・ 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」
(平成 29 年 2 月 2 日厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長連名通知)
- ・ 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」
(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」
(平成 30 年 3 月 26 日厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」
(平成 30 年 3 月 29 日厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長連名通知)
- ・ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」
(平成 30 年 3 月 30 日厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長連名通知)
- ・ 「救護施設における第三者評価の実施について」
(平成 30 年 9 月 20 日厚生労働省社会・援護局長通知)
- ・ 全国社会福祉協議会ホームページ
<http://shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)
<http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-11.pdf> (事業者向けパンフレット)
http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09_2.pdf (利用者向けパンフレット)

2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について

福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を行うため、都道府県社会福祉協議会において運営適正化委員会を設置し、苦情解決の相談等が行われているところである。

各都道府県におかれては「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」(平成 12 年 6 月 7 日付け社援第 1354 号厚生省社会・援護局長通知)に基づく適正な事業運営が行われるよう、引き続き都道府県社会福祉協議会に対し、指導をお願いしたい。

なお、本事業の実施に必要な経費については、令和 3 年度予算(案)において、引き続き「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の内数として計上しているところであるが、都道府県運営適正化委員会での苦情受付件数は年々増える傾向にあるため、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会において必要な事業費が適切に確保されるようお願いする。(参考資料 8)

第4 感染症対策について

1 新型コロナウイルスへの対応について

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

また、緊急事態宣言時においても、高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）には、事業の継続が求められている。

これまで、平時から感染症発生時までのケア等の具体的な留意点や、感染対策のポイントをまとめた動画の公表、各施設における自主点検の促進等を行ってきたところであるが、現在の感染状況も踏まえ、管内社会福祉施設等に対して、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等に基づいた感染拡大防止対策の再徹底について周知願いたい。

また、災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業で実施している社会福祉施設等への応援職員を派遣する特別対策事業については、令和3年度においても引き続き実施する予定であるので、ご承知おき願いたい。

（参考5）

- ・ 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683488.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 社会福祉・雇用・労働に関する情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00110.html
- ・ 介護事業所等向けの情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html
- ・ 障害福祉サービス等事業所における対応等に関する情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

2 今冬のインフルエンザ対策

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」

(令和2年12月3日付厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)に沿って、適切な対応をお願いする。

3 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種(予防接種)対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。

このため、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務継続計画のガイドライン及び作成例を厚生労働省のホームページに掲載しているため、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知願いたい。

なお、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」が取りまとめられたところであり、接種順位については、新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等、高齢者及び基礎疾患を有する者を接種順位の上位に位置付けて接種することとし、高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等において、利用者に直接接する職員を高齢者に次ぐ接種順位と位置付けて接種することとされているので、必要に応じて衛生部局にご協力いただき、速やかにワクチン接種が行われるよう努められたい。(第24回新型コロナウイルス感染症対策分科会(令和3年2月9日))。

(参考6)

<厚生労働省ホームページ>

- ・インフルエンザ(総合ページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/index.html

- ・令和2年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/infuenza/index.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

- ・令和2年度インフルエンザQ & A

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/ga.html>

- ・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

- ・高齢者向けリーフレット

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf

- ・業務継続計画のガイドライン及び作成例

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000115430_1.pdf

<国立感染症研究所ホームページ>

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

4 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることから、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いする。

(参考7)

< 参照通知等 >

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」
(令和2年12月14日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成19年12月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成26年2月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関するQ & A(最終改訂：平成30年5月31日)」(厚生労働省ホームページ)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」
(令和元年12月18日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」
(平成29年6月16日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・C型肝炎について(一般的なQ & A)(平成26年7月改訂)
<https://vhfj.or.jp/qac/>
- ・B型肝炎について(一般的なQ & A)(平成26年7月改訂)
<https://vhfj.or.jp/qab/>
- ・肝炎の予防に関する情報
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- ・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline02.pdf>
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline03.pdf>
- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline04.pdf>
- ・「結核院内(施設内)感染対策の手引きについて(情報提供)」
(平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

第5 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAM NET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスが安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

1 福祉貸付事業について

（1）令和3年度予算（案）の概要

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

令和3年度予算（案）においては、

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備を推進するために必要な資金需要
- ・ 新型コロナウイルス感染症により休業した又は事業を縮小した福祉事業者への資金繰りを支援するための無利子・無担保等の危機対応融資を引き続き実施するために必要な資金需要

に対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資等を実施する予定であるので、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。



《貸付条件の延長》

新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置

- * 優遇措置を当面の間延長（無利子・無担保等による融資条件の拡充）

都市部における民有地等の借地を利用した介護施設等の整備に係る土地所有者への一時金に対する優遇措置

- * 優遇措置を令和7年度まで延長（貸付利率：（当初10年間）基準金利 0.5%）

老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置

- * 優遇措置を令和7年度まで延長（貸付利率：無利子）

保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置

- * 優遇措置を令和6年度まで延長（融資率：90%、貸付利率：据置期間中無利子）

障害福祉サービス事業者等の整備に係る融資条件の優遇措置

- * 優遇措置を令和5年度まで延長（融資率：85%）

アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

- ・ 優遇期間を令和3年度まで延長（融資率：75～80%、貸付利率：基準金利 + 0.05% ~ 基準金利 + 0.1%）

（2）協調融資の推進について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを平成20年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。

協調融資を通じて民間金融機関の参入を促し、社会福祉法人等事業者にとっても取引実績のない民間金融機関から機構融資では対応できない緊急性の高い運転資金等の資金ニーズに対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等の設置にあたって、一部の自治体において、機構からの融資の活用のみを認可要件としている事例が見受けられる。機構の融資は、必要な社会福祉施設等の整備に対し「長期・固定・低利」の資金を提供することにより、事業者負

担軽減を図り、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するものであり、事業者の資金調達手段について民間金融機関からの資金調達を排除することのないよう御留意いただきたい。

(3) 意見書の発行について

社会福祉法人等が機構融資の借入申込を行う際には、従来から、整備を行う施設等を所管する自治体からの意見書の提出をお願いしているところであり、令和3年度においても引き続き御協力をお願いしたい。

意見書には、地域における施設等の必要性に加え、施設を運営する法人の適格性について記載を行うが、特に法人の適格性については、今日の社会保障制度を取り巻く経営環境を考慮すると、施設等の経営主体のガバナンス態勢の確保は極めて重要であり、法令遵守はもとより、しっかりとした経営理念に基づき、代表者のリーダーシップの下で、法人組織全体が効率よく運営されている体制にあるかどうか十分に確認していただくよう重ねてお願いしたい。

なお、機構融資の借入申込予定者に対しては、機構のホームページに掲載されている「融資のポイント（ガイドライン）」を参照するとともに、融資の借入申込書の受理手続が終了前に工事着工を行った場合には融資対象外となってしまうので、事業計画策定の際には速やかに機構へ融資相談を行うよう御指導願いたい。

2 福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について

機構では経営サポートセンターを設置し、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者や地方公共団体等に対する経営サポート事業を実施しているところである。

具体的には、法人の状況にあわせた各種プログラムによるコンサルティング、福祉医療分野における経営情報を提供するリサーチ及び施設経営をバックアップするためのセミナー業務を実施しているところである。

各都道府県等におかれては、福祉サービス基盤の安定的かつ効率的に提供・維持するため、経営面の課題の早期発見やガバナンス体制の課題等を抱えている社会福祉法人等に対して、当該事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、積極的な活用をお願いしたい。事業の詳細は、機構ホームページ及びWAM NETに掲載しているので、参照されたい。

- ・ 機構ホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/>)
- ・ WAM NET (<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>)

また、行政等への支援の一環として、福祉医療分野に係る調査・分析・計画策定支援等の業務受託や、個別の施設の経営課題等の解決のための取組も実施しているので、御留意願いたい。

- ・ 行政等への支援（受託業務のごあんない） (https://www.wam.go.jp/hp/gyousei_shien/)

（参考）機構の経営サポート事業の概要

1. リサーチ業務

- ・ 各種調査を実施し「リサーチレポート」を公表。

【令和2年度実績・見込み】（機構のホームページに掲載）

- ・ 病院経営動向調査・社会福祉法人経営動向調査（2020年6月調査）における経営動向および新型コロナウイルス感染症の影響等について
- ・ 2019年度 福祉・医療施設の建設費について
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響等に関する特別調査の結果について
- ・ 2020年度 特別養護老人ホームの人材確保に関する調査について-第一弾（コロナ禍の人材確保、長期的な人材確保の取組等）
- ・ 2020年度 特別養護老人ホームの人材確保に関する調査について-第二弾



(定期調査項目から見る介護人材の状況の変化)

- ・2019年度 特別養護老人ホームの経営状況について
 - ・2019年度 医療法人の経営状況について
 - ・2019年度 社会福祉法人の経営状況について
 - ・2019年度 病院の経営状況について
 - ・2019年度 介護老人保健施設の経営状況について
 - ・2019年度 認知症高齢者グループホームの経営状況について
 - ・2019年度 小規模多機能型居宅介護事業の経営状況について
 - ・2019年度 障害福祉サービスの経営状況について
 - ・2020年度 保育人材確保に関する調査について など
- ・社会福祉法人と特別養護老人ホームの現場の実感を調査し、「社会福祉法人経営動向調査」として定期的(四半期に1度)に結果を公表。病院および医療法人の現場の経営実感を調査し、「病院経営動向調査」として定期的(四半期に1度)に結果を公表。
- ・「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム(ケアハウス)」「通所介護・認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」「小規模多機能型居宅介護」「訪問介護」「養護老人ホーム」「保育所・認定こども園」「病院」「介護老人保健施設」「障害福祉サービス(日中活動系サービス)」「障害福祉サービス(居住系サービス)」「障害福祉サービス(児童系サービス)」の13施設・事業、「法人(社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人)」について、分析結果を「経営分析参考指標」として取りまとめて発行。ホームページにダイジェスト版を掲載。

2. セミナー業務

- ・専門家、施設経営者及び機構職員によるセミナー形式等の経営支援を実施。
- ・各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の2ヶ月前を目途に機構のホームページに掲載。
- ・令和2年度は主にオンラインでセミナーを配信。

3. コンサルティング業務

経営診断

- ・法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・施設、法人の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設、法人種別との比較を行う簡易経営診断を実施。

経営分析プログラム

- ・法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・同種同規模等施設の財務データの平均値との比較。
- ・財務面において優良である複数の施設の個別データとの対比による要因分析。
- ・分析から抽出された改善すべき課題について、改善による効果の試算や、改善策の可能性の広がりを提示。

個別支援プログラム

- ・法人が現在抱えている課題について、実際に法人の元に伺いヒアリングをしたうえで、機構のデータを多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を法人とともに考え、改善への取組を支援。

【具体例】

- ・社会福祉法人に係る雇用管理の適正化（就業規則・給与規程の統合）支援
- ・社会福祉法人に係る増収戦略立案支援 など

人事給与分析プログラム

- ・機構保有データを活用し、今後の基本給や手当の見直し等を含めた人事戦略別の改善方針を記載した報告書を提示。

介護医療院移行支援プログラム

- ・介護療養型医療施設等から、介護医療院への円滑な移行を支援するため、周辺環境分析や収支状況を踏まえた、移行時における施設経営で参考となるデータや検討材料等を提示。

3 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

(1) 令和3年度予算(案)

264.5億円(国庫補助額)

(2) 都道府県補助金

社会福祉施設職員等退職手当共済事業(以下「退職手当共済事業」という。)は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1/3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済事業において、一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、令和2年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、令和3年度における被共済職員1人当たりの補助単価(都道府県単位金額)については、予算成立後、速やかに



お示しすることとしているので、補助金の早期交付について特段の御配慮をお願いしたい。

(3) 単位掛金額の見直し

退職手当共済事業における単位掛金額は、「退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない(社会福祉施設職員等退職手当共済法第15条第3項)」とされているところである。

令和3年度の共済契約者である社会福祉法人が負担する単位掛金額については、令和3年度予算成立後を目途にお示しする告示において正式に定める予定としているが、現時点においては令和2年度と同額(44,500円)を予定している。

(4) 制度周知について

退職手当共済制度の特徴として、勤続年数が長くなればなるほど退職手当給付額が大きくなる。また、退職後3年以内に復帰した場合には退職までの期間を合算できる規定もあり、福祉施設従事者の定着及び処遇改善に役立つ制度である。

新規加入については、社会福祉法人に限られているが管内及び今後、設立予定の社会福祉法人に対して制度周知をお願いしたい。

また、退職手当共済事業の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、これまでも機構から退職手当金の支給に係る業務委託を行っている都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、都道府県におかれては、引き続き連携を図っていただくなど、御協力をお願いしたい。

(5) 保育所等に係る公費助成について

退職手当共済制度における保育所等の公費助成については、令和2年12月に公表された「新子育て安心プラン」により、待機児童の解消を目指し、令和6年度末までの4年間で保育の受け皿を更に整備するための取組みが行われていくことから、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットィングの観点等を踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとしており、管内の社会福祉法人に対して周知をお願いしたい。

4 福祉保健医療情報サービス(WAMNET)事業について

WAMNET事業は、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供しているサイトであり活用願いたい。

(<https://www.wam.go.jp/>)

また、令和2年度より新たな取り組みとして、全国の特定教育・保育施設ならびに幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の情報について、届出・登録・公表を行うための「子ども・子育て支援情報公表システム」を新たに構築し、一元的に管理できる仕組みについて提供を開始したところである。

システムに登録された情報については、同じく、令和2年9月末より運用を開始した専用の情報公表サイト「ここdeサーチ」を通じて情報検索、確認ができるので、ご活用いただきたい。

(<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>)



(参考) WAMNET掲載の主なコンテンツ

- ・社会福祉法人の現況報告書等情報検索(社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム)
全国の社会福祉法人に関する現況報告書や計算書類等(決算書等)を掲載
- ・障害福祉サービス等情報検索(障害福祉サービス等情報公表システム)
全国の指定障害福祉サービス等施設・事業所の情報を掲載
- ・ここdeサーチ(子ども・子育て支援情報公表システム)
全国の認定子ども園や保育所(認可外含む)、幼稚園などの情報を掲載
- ・介護保険最新情報
厚生労働省から各都道府県、市区町村等の介護保険担当課等に通知された「介護保険最新情報」を掲載
- ・イベント・セミナー情報
各主催団体から提供いただいた福祉・保健・医療に関するイベント・セミナーの情報を地域ごとに掲載
- ・福祉サービス第三者評価情報
全国の福祉サービスの第三者評価情報を掲載

5 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業では、NPO法人やボランティア団体等の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対して助成を行うことにより、地域共生社会の実現を支援するとともに、助成終了後の事業評価が高い活動を普及させる取組を行うことで、助成先団体の自立の助長や、優良事例の全国的な発展・波及を図ってきたところである。

助成先については助成金をきっかけに自治体と連携し、助成終了後において、自治体から地域づくり活動に関する補助や委託を受けて活動継続しているケースもあり、地域におけるセーフティネットの構築に寄与しているところである。

令和3年度事業の募集は既に終了（例年、前年度の1月上旬から2月上旬に募集）。機構のホームページにおいて、これまでの優良事例を掲載しているほか、助成データベース（WAM助成 e-ライブラリー [<https://www.wam.go.jp/Densi/kikin/eJoseiLib/>] ）からこれまで助成した事業の概要等について閲覧可能となっているところである。

また、機構のNPOリソースセンターにおいては、助成した事業の内容について個別に相談にも応じているため、各地域における福祉の充実を進める上で、これらの情報についても活用しながら、各地域で活動するNPO法人等との連携を図っていただきたい。



参 考 资 料

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営
に関する取扱いについて（その 4）

昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、政府においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づき、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県等を対象に、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発令するなど、その感染防止対策の徹底が求められています。

これまで、令和2年3月9日付当課事務連絡、同年4月14日付当課事務連絡及び同年6月5日付当課事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の流行下における社会福祉法人の運営に関する取扱いについてお示しをしてきたところですが、今般、現在の状況にかんがみ、これらの事務連絡を別紙のとおり整理しました。

各所轄庁におかれましては、別紙を踏まえ、昨年と同様、令和2年度決算期における社会福祉法人の指導についても、柔軟な対応を行っていただくようお願いいたします。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、緊急事態宣言の対象となる都府県のみならず、全国に適用するものであることを申し添えます。

（照会先）

厚生労働省 社会・援護局

福祉基盤課 法人指導監査係

TEL:03-5253-1111（代表）内線 2871

(別紙)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営 に関する取扱いについて(その4)

下線部は、令和2年3月9日付当課事務連絡及び同年4月14日付当課事務連絡からの新たな追記事項。なお、同年6月5日付当課事務連絡の記載事項については、新型コロナウイルスの状況を踏まえながら、おって連絡する。

1 理事会の開催について

(1) 理事会の開催

理事会の開催について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、やむを得ず年度内に開催することが困難な法人については、可能になり次第、速やかに開催すること。

また、所轄庁が当該法人の指導監査を行うに当たっては、当該開催の時期の取扱いについて柔軟に対応することとされたいこと。

(2) 理事会における「対面」の解釈

理事会については、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第45条の14第4項の規定により、各理事が「出席」して決議することとされており、対面による開催が必要とされている。

また、「指導監査ガイドライン」(平成29年4月27日付雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙をいう。以下「ガイドライン」という。)において、「理事会における議決は対面(テレビ会議等によることを含む。)により行うこと」とされている。

ガイドラインでいう「テレビ会議等」とは、各理事の音声即時に他の理事に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればよく、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれており、必ずしも会議室で会議を行う必要はないことにつき、法人に対して周知すること。

(3) 理事会決議の省略

理事会決議の省略については、定款に決議の省略についての定めがあり、理事全員から事前の同意の意思表示がされたときは、法第45条の14第9項により

準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第 96 条の規定により、当該提案について理事会の決議があったものとみなされることにつき、法人に対して周知すること。

なお、理事全員から事前の同意が得られなかったことにより決議の省略ができず、理事会を開催する場合においては、1（1）及び（2）のとおり取り扱われたいこと。

（4）理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告

理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告については、法第 45 条の 16 第 3 項の規定に基づき、定期的に理事会に報告をしなければならないこととなっているが、この点、法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 98 条第 2 項の規定により、報告の省略はできず、実際に開催された理事会において報告を行う必要があることとされている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、やむを得ず年度内に理事会を開催し、当該報告を行うことが困難な法人に関して、所轄庁が当該法人の指導監査を行うに当たっては、当該報告の時期の取扱いにつき、柔軟に対応することとされたいこと。

2 評議員会の開催について

（1）評議員会の開催

評議員会の開催については、1（1）及び（2）と同様に取り扱われたいこと。

（2）評議員会決議の省略

評議員会決議の省略については 1（3）と同様であるが、1（3）のうち「定款に決議の省略についての定めがあり」の部分については、評議員会決議の省略の場合は理事会と異なり、定款に決議の省略の定めがない法人でも行うことが可能であること。

3 事業計画書及び収支予算書について

事業計画書及び収支予算書の決議又は承認に係る理事会又は評議員会の開催については、1 又は 2 のとおり、所轄庁が当該法人の指導監査を行うに当たっては、柔軟に対応することとされたいこと。

4 社会福祉法人が備置き、閲覧又は届出しなければならない書類について

次の書類については、原則として法令の規定に従い、法人に備え置き、閲覧の用に供し、又は所轄庁あて届出を行わなければならないものであるが、職員の出勤抑制等により、法人において現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合には、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行すること。

また、所轄庁においては、指導監査や、届出等の時期の取扱いにつき、柔軟に対応することとされたいこと。

法第 45 条の 27 第 2 項の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに作成することとされている計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）事業報告及びこれらの附属明細書

法第 45 条の 34 第 1 項の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに作成及び主たる事務所に備え置くこととされている財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書（以下「財産目録等」という。）

法第 59 条の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに所轄庁へ届出することとされている計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査人設置法人にあっては会計監査報告を含む）並びに財産目録等

法第 55 条の 2 第 2 項の規定に基づき、会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに所轄庁へ承認申請することとされている社会福祉充実計画

5 所轄庁が行う社会福祉法人に対する指導監査について

所轄庁が行う社会福祉法人に対する指導監査については、現に法人運営に支障が生じているなど、当該法人に対する指導を行う喫緊性が高く、指導監査を行うことにつき相当の理由がある場合を除き、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえつつ、所轄庁において延期を含め、適切に判断されたいこと。

また、これにより、やむを得ず監査の実施周期が 3 年を超えることも妨げるものではないこと。

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）
に係る留意事項について

平素より、社会福祉法人制度の適正な運営につき、格別の御配慮を賜り、誠に感謝申し上げます。

令和3年度は、多くの社会福祉法人において、平成28年の社会福祉法人制度改革以降初めて評議員の一斉改選が行われることとなりますが、別紙のとおり、その取扱いに係る留意事項を取りまとめましたので、貴管内における社会福祉法人に対し、適切な指導をお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む）に対して周知いただきますようお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省 社会・援護局

福祉基盤課 法人指導監査係

TEL:03-5253-1111（代表）内線 2871

(別紙)

評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）
に係る留意事項について

1. 基本的な考え方

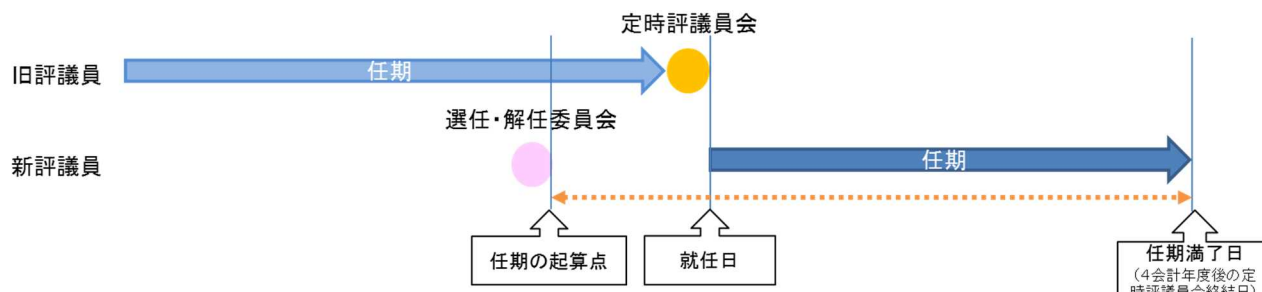
- (1) 評議員の選任に当たっては、社会福祉法人定款例等に定めるとおり、評議員選任・解任委員会において議決を行うことが一般的とされていることから、以下、評議員選任・解任委員会を開催する方法により、評議員の改選を行う場合の留意事項についてお示しをするものであること。
- (2) 社会福祉法第41条第1項の規定により、評議員の任期満了日は「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」であること。
- (3) (2)の任期満了日の算定に当たっては、評議員選任・解任委員会の議決のあった日を起算点とすること。
- (4) (3)に関わらず、法人と評議員の委任関係については、評議員の就任承諾をもって開始されるものであること。
- (5) このため、定時評議員会と同日のうちに、評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行い、かつ新評議員が同日付で、就任承諾を行う場合には、新旧評議員が切れ目なく選任されるものであること。
- (6) ただし、定時評議員会と同日のうちに、評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行うことが困難な場合には、次のような取扱いが考えられ、法人の実情に応じていずれを選択することも可能であること。

定時評議員会よりも前の日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任を議決

定時評議員会よりも後の日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任を議決

2. 定時評議員会よりも前の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合の留意事項

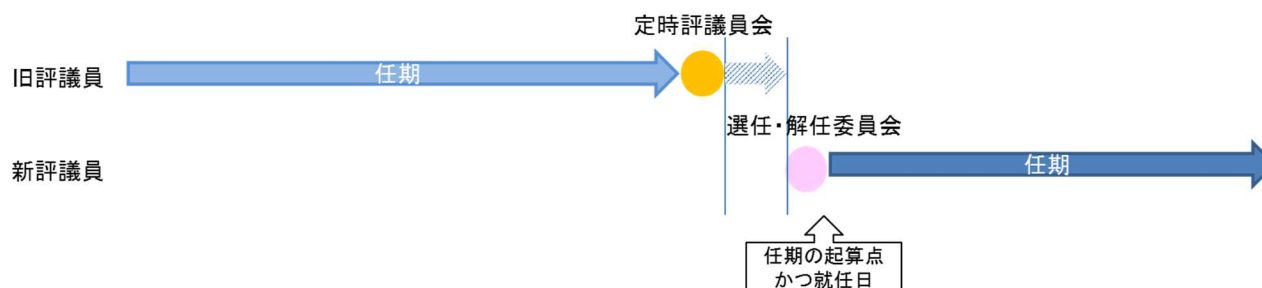
【定時評議員会よりも「前」の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合のイメージ】



- (1) 定時評議員会よりも前の日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行う場合、新評議員の任期については、当該議決のあった日を起算点として任期満了日を算定する一方、法人と新評議員との委任関係の始期となるその就任承諾のあった日から開始されるものであること。
- (2) 新評議員を切れ目なく選任する観点から、その就任承諾書等の日付けは、当該定時評議員会の日とすることが望ましいが、やむを得ずこれが定時評議員会よりも後の日となる場合は、3のとおり取り扱うこと。
- (3) なお、3月中に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行った場合には、定時評議員会の前年度から任期を起算することとなり、通常よりも任期が1年短くなってしまいうことに留意のこと。

3. 定時評議員会よりも後の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合の留意事項

【定時評議員会よりも「後」の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合のイメージ】



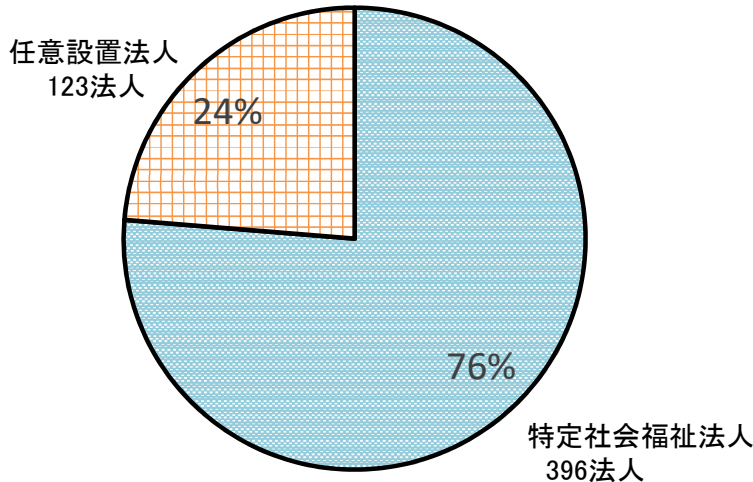
- (1) 定時評議員会よりも後の日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行う場合、定時評議員会終了から新評議員が就任するまでの期間については、社会福祉法第 42 条第 1 項の規定により、「評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する」とされていることから、当該期間は、旧評議員が暫定的に職務を担うものであること。
- (2) ただし、長期間、旧評議員に法人運営に係る責任を負わせることは適切ではないことから、定時評議員会終了後、速やかに評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行うとともに、その就任承諾を得ること。

令和2年度（4月1日時点）会計監査人設置状況調査（1/2）

会計監査人設置法人割合（令和2年度）

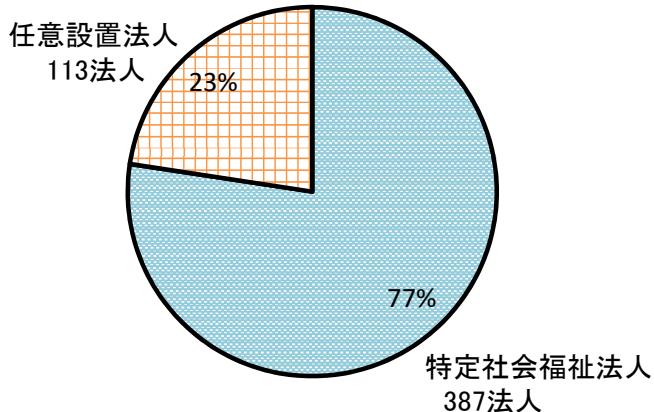
519法人／20,972法人

※法人総数は令和元年度末現在（福祉行政報告例）



参考：昨年度（令和元年度）の状況

500法人／20,912法人

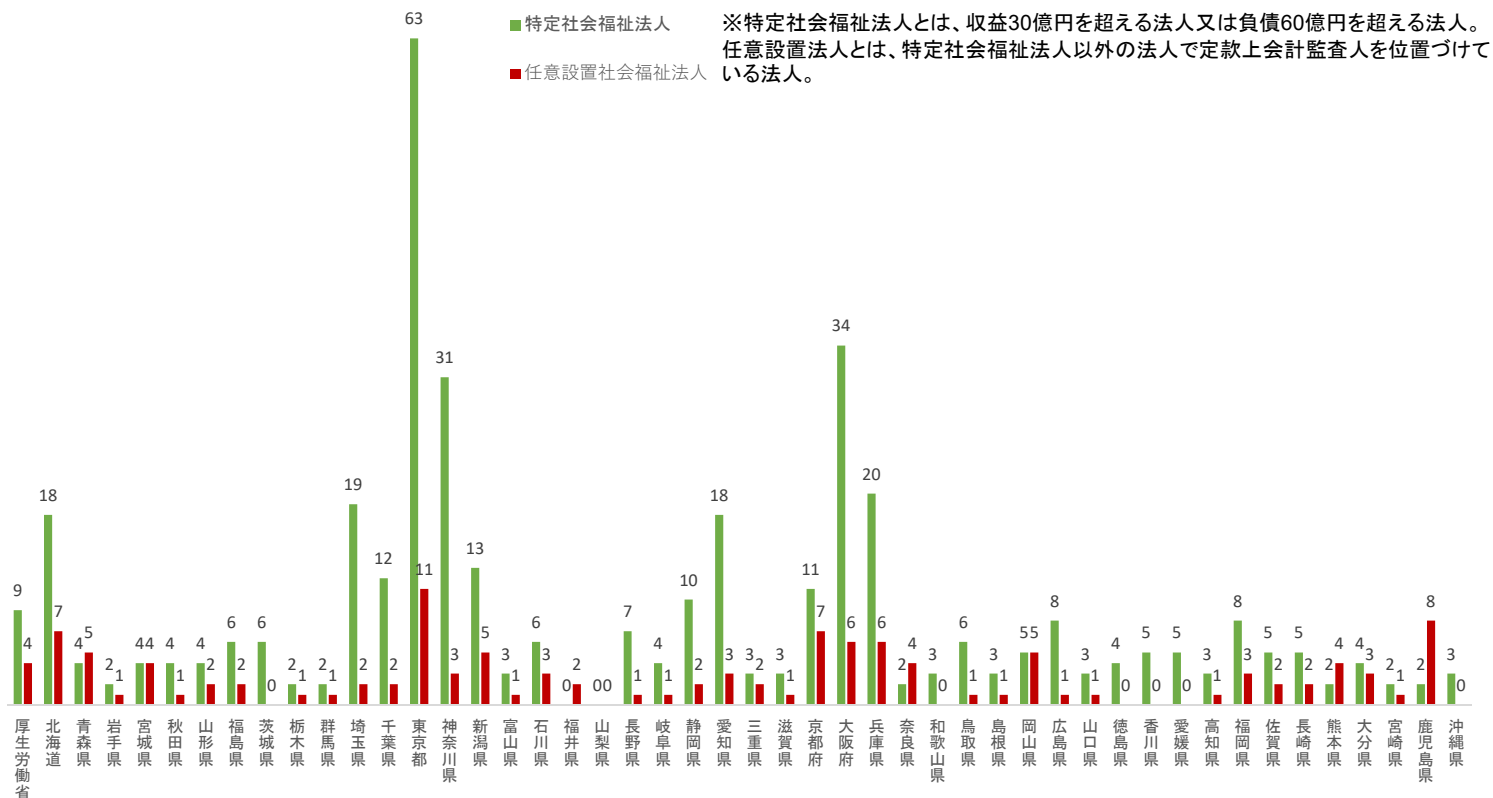


※特定社会福祉法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定社会福祉法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

出典：厚生労働省福祉基盤課調べ

令和2年度（4月1日時点）会計監査人設置状況調査（2/2）

都道府県別会計監査人設置数一覧

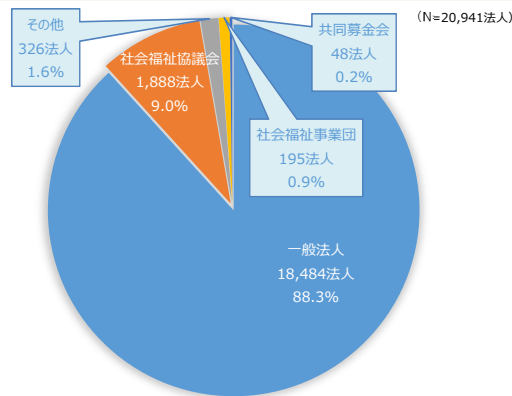


※特定社会福祉法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定社会福祉法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

出典：厚生労働省福祉基盤課調べ

1-3.法人種別法人数

区分	法人数
一般法人	18,484
社会福祉協議会	1,888
社会福祉事業団	195
共同募金会	48
その他	326
合計	20,941

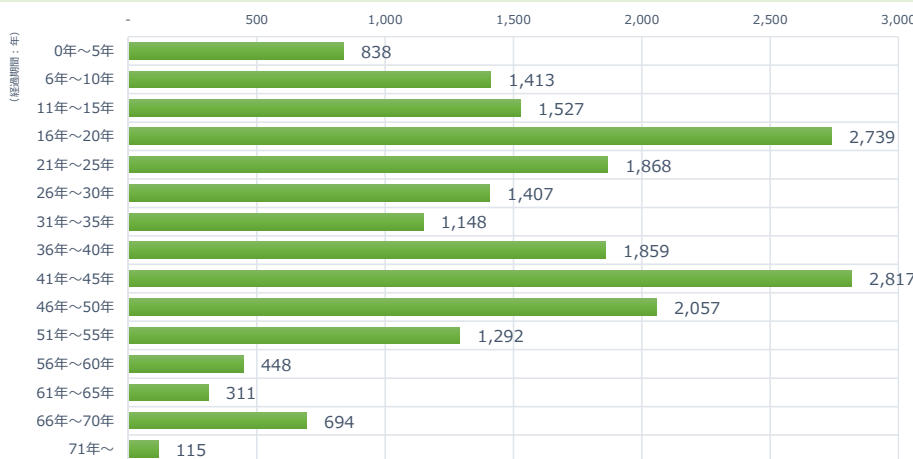


- ・社会福祉法人の所轄庁から登録のあった社会福祉法人 (20,941法人) の基本情報に基づき、その法人数を「法人種別」に集計した結果である。
- ・一般法人 (88.3%) が最も高く、次いで、社会福祉協議会 (9.0%)、その他 (1.6%)、社会福祉事業団 (0.9%)、共同募金会 (0.2%) と続いている。

「一般法人」とは、施設を営む社会福祉法人。また「その他」とは、「一般法人」、「社会福祉協議会」、「共同募金会」、「社会福祉事業団」に該当しない法人である。

1-4.設立認可からの経過期間別法人数

(n=20,533法人)
(法人数: 法人)



- ・41年~45年 (2,817法人) が最も多く、次いで、16年~20年 (2,739法人)、46年~50年 (2,057法人) と続いている。

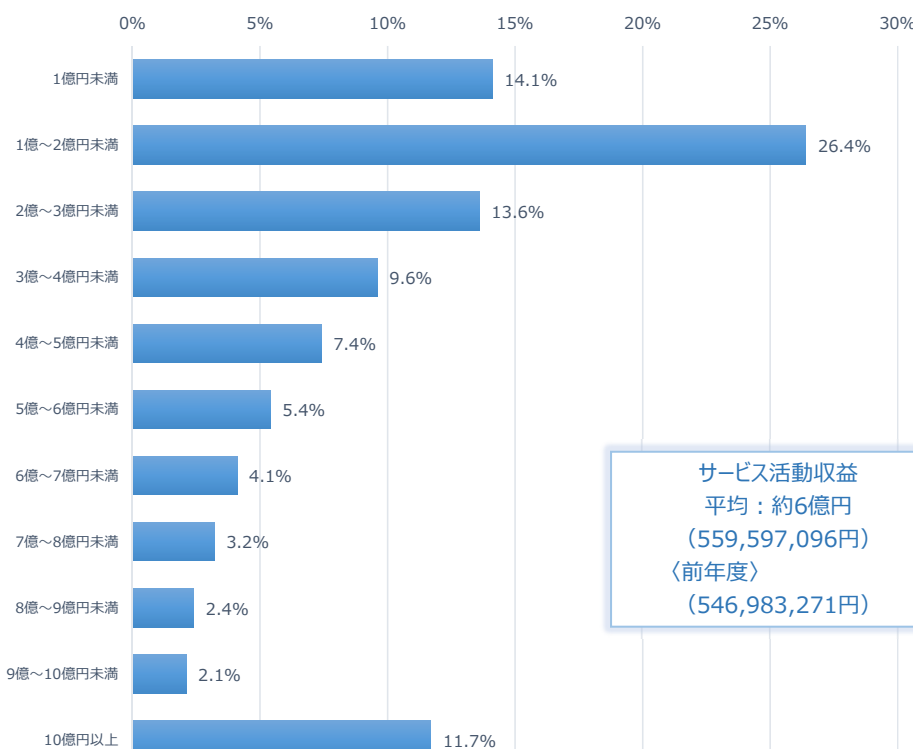
現況報告書等の集約結果について (2)

※社会福祉法人電子開示システム (現況報告書 (令和2年4月1日現在) 等) データに基づく

2.社会福祉法人の経営状況

2-1.「サービス活動収益」の規模別の法人の割合

(n=20,533法人)



- ・1億~2億円未満 (26.4%) が最も多く、次いで、1億円未満 (14.1%)、2億~3億円未満 (13.6%) と続いている。
- ・また、サービス活動収益の平均は約6億円である。

サービス活動収益
平均: 約6億円
(559,597,096円)
〈前年度〉
(546,983,271円)

各
〔 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 〕 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う消費生活協同組合法関連規定および社会福祉法関連規定の改正について (通知)

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (令和元年法律第 71 号。令和元年 12 月 11 日公布。以下「会社法整備法」という。) において改正された消費生活協同組合法 (昭和 23 年法律第 200 号。以下「改正消費生活協同組合法」という。) および社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号。以下「改正社会福祉法」という。) は、一部の規定を除き、令和 3 年 3 月 1 日から施行されることです。

また、会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備等に関する政令 (令和 2 年政令第 332 号。令和 2 年 11 月 26 日公布。) において改正された消費生活協同組合法施行令 (平成 19 年政令第 373 号) および社会福祉法施行令 (昭和 33 年政令第 185 号) は、令和 3 年 3 月 1 日から施行されることです。

さらに、会社法整備法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うための会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (令和 3 年厚生労働省令第 23 号) が令和 3 年 2 月 3 日に公布され、改正後の消費生活協同組合法施行規則 (昭和 23 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第 1 号。以下、「改正消費生活協同組合法施行規則」という。) および社会福祉法施行規則 (昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下、「改正社会福祉法施行規則」という。) については、令和 3 年 3 月 1 日から施行されることです。

これらの改正の主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村 (特別区を含む。) を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第1 消費生活協同組合法等に関する改正事項

1 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の改正

（1）改正内容

一 役員報酬（改正消費生活協同組合法第30条の3及び第73条関係）

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。令和元年12月11日公布。以下「会社法改正法」という。）により、会社法（平成17年法律第86号）に、定款にその取扱いを定めていない場合に株主総会で決議する対象として、金銭ではない報酬等（株式、株式の取得に要する費用等。以下「株式等」という。）に関する規定が新設される。消費生活協同組合法において、役員報酬や清算人の報酬は会社法を準用しているが、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）において株式の発行ができないため、株式等を報酬とすることは想定されない。そのため、会社法改正法により新設される会社法第361条第1項第3号から第5号までの規定については準用しないこととし、これに伴う所要の規定の整備を行う。

二 補償契約（改正消費生活協同組合法第31条の6及び第100条関係）

（ア） 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならないものとする。

当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

a 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

b 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

（イ） 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができないものとする。

（ア） に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

当該組合が（ア） の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して消費生活協同組合法第31条の3第1項の責任を負う場合には、（ア） に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより

（ア） の責任を負う場合には、（ア） に掲げる損失の全部

（ウ） 補償契約に基づき（ア） に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で（ア） の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができるものとする。

（エ） 組合においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しな

ければならないものとする。

また、報告を怠った場合や虚偽の報告をした場合に過料に処することを定めている消費生活協同組合法 100 条第 1 項に、補償契約に関する理事会への報告を怠った場合や虚偽の報告をした場合を追加する。

- (オ) 消費生活協同組合法第 31 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しないものとする。
- (カ) 民法第 108 条の規定は、(ア)の決議によってその内容が定められた組合と理事との間の補償契約の締結については、適用しないものとする。

三 役員のために締結される保険契約（改正消費生活協同組合法第 31 条の 7 関係）

- (ア) 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。以下「役員賠償責任保険契約」という。）の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならないものとする。
- (イ) 消費生活協同組合法第 31 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が 填補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しないものとする。
- (ウ) 民法第 108 条の規定は、(イ)の保険契約の締結については、適用しないものとする。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、(ア)の決議によってその内容が定められたときに限るものとする。

四 登記に関する規定（改正消費生活協同組合法第 81 条から第 83 条まで、第 90 条及び第 92 条関係）

- (ア) 会社法改正法により、会社法の支店の所在地における登記の規定が削除される。また、会社法整備法による、改正後の商業登記法においても同様に支店の所在地における登記の規定が削除される。消費生活協同組合法においても、従たる事務所の所在地における登記について規定しているが、同様に削除するほか、所要の規定の整備を行う。
- (イ) 会社法整備法による、改正後の商業登記法において、印鑑の提出義務の規定が削除されたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

五 責任追及の訴えに係る訴訟における和解（改正消費生活協同組合法第 31 条の 8 及び第 73 条関係）

会社法改正法により、会社法に責任を追及する訴えに係る訴訟における和

解をするための具体的な手続きとして、監査役等の同意を得なければならない規定が新設される。消費生活協同組合法第 31 条の 6 に規定される役員の責任を追及する訴えの手続等については、会社法第 7 編第 2 章第 2 節を準用し、必要な読替えが定められているところであるが、今般新設された会社法の規定についても同じく準用することとし、必要な読替えを規定することとする。

六 その他所要の規定の整備

消費生活協同組合法改正に伴う条ずれ等の条項目の技術的整理を行うものとする。

(2) 施行期日

令和 3 年 3 月 1 日

ただし、四(イ)の規定については、令和 3 年 2 月 15 日、四(ア)の規定については、会社法改正法公布の日から起算して 3 年 6 月を超えない範囲の政令で定める日

(3) 経過措置

改正消費生活協同組合法第 31 条の 6 (改正消費生活協同組合法第 31 条の 10 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約について適用する。

改正消費生活協同組合法第 31 条の 7 (改正消費生活協同組合法第 31 条の 10 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に組合と保険者との間で締結された保険契約のうち役員又は会計監査人がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員又は会計監査人を被保険者とするものについては適用しない。

2 消費生活協同組合法施行令(平成 19 年政令第 373 号)の一部改正

(1) 改正内容

一 所要の規定の整備

消費生活協同組合法改正に伴う条ずれ等の条項目の技術的整理を行うものとする。

(2) 施行期日

令和 3 年 3 月 1 日

3 消費生活協同組合法施行規則(昭和 23 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第 1 号)の一部改正

(1) 改正内容

一 理事会の議事録(改正消費生活協同組合法施行規則第 60 条関係)

会社法整備法による改正消費生活協同組合法第 31 条の 6 第 4 項において、「補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、

当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。」として
いるところ、理事会における当該補償に関する報告の概要を理事会の議事録
の内容に含めることとする。

二 役員のために締結される保険契約を締結することにより被保険者である役員
の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないもの（改正消費生活協
同組合法施行規則第 63 条の 2 関係）

改正消費生活協同組合法第 31 条の 7 において、「当該保険契約を締結する
ことにより被保険者である役員がその職務の執行の適正性が著しく損なわれるお
それがないものとして厚生労働省令で定めるもの」として役員賠償責任保険
契約から除くこととされているものを 及び として定めることとする。

被保険者に保険者との間で保険契約を締結する組合を含む保険契
約であって、当該組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償
する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けること
によって当該組合に生ずることのある損害を保険者が填補することを
主たる目的として締結されるもの

役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責
任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずること
のある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったこ
とによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該
責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずること
のある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結され
るもの

三 事業報告（改正消費生活協同組合法施行規則第 125 条及び第 126 条関係）

組合に係る補償契約及び役員賠償責任保険契約については、役員がその職務の
適正性に影響を与えるおそれがあり、利益相反性が典型的に高いものである
ことから、組合員にその契約の概要を開示する必要性が高いと考えられ、当
該契約の概要を事業報告書の内容に含めることとする。

四 所要の規定の整備

消費生活協同組合法改正に伴う条ずれ等の条項目の技術的整理を行うもの
とする。

（ 2 ） 経過措置

改正消費生活協同組合法施行規則第 125 条第 3 号二からへまで及び第 126 条第
5 号から第 8 号までの規定は、この省令の施行後に締結された補償契約及び役員
賠償責任保険契約について適用する。

（ 3 ） 施行期日

令和 3 年 3 月 1 日

第2 社会福祉法等に関する改正事項

1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正

（1）改正内容

一 補償契約（改正社会福祉法第45条の22の2関係）

（ア） 社会福祉法人が、補償契約の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならないものとする。

当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

a 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

b 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

（イ） 社会福祉法人は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができないものとする。

（ア） に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

当該社会福祉法人が（ア） の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該社会福祉法人に対して社会福祉法第45条の20第1項の責任を負う場合には、（ア） に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより

（ア） の責任を負う場合には、（ア） に掲げる損失の全部

（ウ） 補償契約に基づき（ア） に掲げる費用を補償した社会福祉法人が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該社会福祉法人に損害を加える目的で（ア） の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができるものとする。

（エ） 社会福祉法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならないものとする。

（オ） 社会福祉法第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）第84条第1項及び第92条第2項、社会福祉法第45条の20第3項並びに同法第45条の22の2において準用する一般社団法人法第116条第1項の規定は、社会福祉法人と理事との間の補償契約については、適用しないものとする。

（カ） 民法第108条の規定は、（ア）の決議によってその内容が定められた社会福祉法人と理事との間の補償契約の締結については、適用しないものとする。

- 二 役員等のために締結される保険契約(改正社会福祉法第45条の22の3関係)
- (ア) 社会福祉法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。以下「役員等賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならないものとする。
- (イ) 社会福祉法第45条の16第4項において準用する一般社団法人法第84条第1項及び第92条第2項並びに社会福祉法第45条の20第3項の規定は、社会福祉法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものの締結については、適用しないものとする。
- (ウ) 民法第108条の規定は、(イ)の保険契約の締結については、適用しないものとする。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、(ア)の決議によってその内容が定められたときに限るものとする。

(2) 施行期日
令和3年3月1日

- (3) 経過措置
- 改正社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人法第118条の2の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約について適用する。
- 改正社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人法第118条の3の規定は、この法律の施行前に社会福祉法人と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては適用しない。

2 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)の一部改正

- (1) 改正内容
- 一 所要の規定の整備
- 社会福祉法改正に伴う条ずれ等の条項目の技術的整理を行うものとする。
- (2) 施行期日
令和3年3月1日

3 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生労働省令第28号）の一部改正

（1）改正内容

一 理事会の議事録（改正社会福祉法施行規則第2条の17関係）

会社法整備法による改正社会福祉法第45条の22の2において読み替えて準用する改正後の一般社団法人法（以下「改正一般社団法人法」という。）第118条の2第4項において、「補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。」としているところ、理事会における当該補償に関する報告の概要を理事会の議事録の内容に含めることとする。

二 役員のために締結される保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないもの（改正社会福祉法施行規則第2条の24の2関係）

改正社会福祉法第45条の22の2において読み替えて準用する改正一般社団法人法第118条の3第1項において、「当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるもの」として役員等賠償責任保険契約から除くこととされているものを第1の3（1）の二及びに掲げるものと定めることとする。

三 所要の規定の整備

社会福祉法改正に伴う条ずれ等の条項目の技術的整理を行うものとする。

（2）施行期日

令和3年3月1日

参考資料 7

○都道府県別の受審数

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	都道府県別 累計 実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	14	24	57	13	26	42	26	31	321
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	11	22	20	18	13	15	20	15	263
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	19	24	19	15	15	18	15	17	286
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	3	13	24	18	20	27	13	21	158
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	6	8	14	2	6	17	13	9	92
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	0	5	11	0	5	15	9	2	61
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	3	15	17	8	13	24	10	13	132
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	0	3	23	1	9	20	14	19	103
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	8	29	26	31	21	29	29	18	241
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	7	10	9	8	8	11	12	5	132
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	27	34	46	39	48	55	43	58	494
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	35	71	77	107	95	123	87	116	975
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	2,613	2,762	2,891	2,990	2,970	3,191	3,245	3,572	36,881
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	180	225	173	274	333	397	330	312	3,080
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	10	14	22	9	37	32	23	23	245
16	富山県	9	18	7	4	2	6	5	2	4	4	12	7	8	6	7	101
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	6	8	23	2	6	14	3	15	234
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	6	8	9	9	11	12	8	12	97
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	6	6	6	2	5	6	1	3	71
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	24	19	39	41	34	58	77	74	489
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	17	22	18	23	29	37	38	35	294
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	15	30	39	31	43	36	46	47	522
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	92	95	105	100	124	136	126	135	1,289
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	9	26	18	12	39	34	31	31	279
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	3	4	14	12	10	18	11	8	96
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	216	221	262	268	301	244	249	259	3,250
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	72	85	151	86	100	137	100	89	1,171
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	32	71	104	57	72	123	70	62	856
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	1	4	11	1	3	12	5	5	50
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	2	3	15	5	3	12	5	0	65
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	19	32	42	25	29	53	44	46	421
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	1	3	5	2	6	22	9	25	87
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3	6	18	7	16	25	14	16	108
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	15	32	34	12	27	34	35	41	280
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	5	15	14	12	23	18	9	21	274
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	1	5	14	0	3	12	3	4	57
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	6	6	7	4	4	7	1	3	65
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	17	42	18	11	23	47	16	27	251
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	3	5	6	3	5	6	3	6	44
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	9	21	45	13	28	33	14	17	222
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	1	1	16	2	4	6	2	6	48
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	12	18	22	28	17	21	21	23	205
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	50	53	47	63	30	42	40	39	507
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	6	8	18	13	9	25	9	10	179
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	5	7	14	8	5	10	15	9	80
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	1	6	40	22	24	23	14	34	196
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	5	7	12	4	5	11	9	6	73
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,349	3,598	4,132	4,619	4,423	4,664	5,298	4,923	5,346	55,425

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外
 ※平成24年度から、全国推進組織が認証する評価機関が評価実施した社会的養護関係施設の受審数を「都道府県集計」に合算して総括表(本表)を作成

○主な施設・サービス別の受審数・受審率と累計

区分	主な施設・サービス種別	令和元年度 受審数	全国施設数 ※1	受審率	令和元年度迄の 累計受審数
高齢者	特別養護老人ホーム	504	7,891	6.39%	6,869
	養護老人ホーム	36	959	3.75%	617
	軽費老人ホーム	39	2,302	1.69%	497
	訪問介護	73	35,311	0.21%	1,279
	通所介護	176	23,597	0.75%	3,181
	小規模多機能居宅介護	52	5,342	0.97%	963
	認知症対応型共同生活介護	468	13,346	3.51%	5,628
障害者	身体障害者療護施設 ※2	—	—	—	130
	身体障害者更生施設 ※2	—	—	—	61
	身体障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	88
	身体障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	87
	知的障害者入所更生施設 ※2	—	—	—	557
	知的障害者通所更生施設 ※2	—	—	—	167
	知的障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	20
	知的障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	369
	精神障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	1
	精神障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	16
	居宅介護	8	23,074	0.03%	34
	生活介護	161	7,275	2.21%	1,239
	自立訓練（機能訓練）	4	428	0.93%	15
	自立訓練（生活訓練）	15	1,374	1.09%	71
	就労移行支援	15	3,471	0.43%	169
	就労継続支援（A型）	15	3,776	0.40%	113
	就労継続支援（B型）	226	11,041	2.05%	1,487
	共同生活援助	285	7,590	3.75%	668
	障害者支援施設（施設入所支援＋日中活動事業） 多機能型	179	2,549	7.02%	1,547
	150	—	—	1,070	
児童	保育所	1,645	23,573	6.98%	15,883
	幼保連携型認定こども園	25	5,137	0.49%	168
	地域型保育事業	12	3,719	0.32%	25
	その他保育事業	255	—	—	1,264
	児童養護施設 ※3	222	605	36.69%	2,318
	乳児院 ※3	49	140	35.00%	452
	児童心理治療施設（旧 情緒障害児短期治療施設） ※3	14	46	30.43%	112
	児童自立支援施設 ※3	12	58	20.69%	145
	母子生活支援施設 ※3	63	227	27.75%	759
	自立援助ホーム ※3	12	154	7.79%	80
	ファミリーホーム ※3	0	347	0.00%	3
	児童館	8	4,541	0.18%	49
	知的障害児施設 ※2	—	—	—	136
	知的障害児通園施設 ※2	—	—	—	55
	肢体不自由児施設 ※2	—	—	—	84
	重症心身障害児施設 ※2	—	—	—	66
	児童発達支援センター	17	528	3.22%	95
	医療型児童発達支援センター	6	99	6.06%	41
	児童発達支援事業	12	5,981	0.20%	62
	放課後等デイサービス	38	11,301	0.34%	110
	障害児多機能型	5	—	—	49
	障害児入所施設（福祉型）	14	263	5.32%	123
	障害児入所施設（医療型）	9	212	4.25%	64
厚生	婦人保護施設	7	46	15.22%	79
	救護施設	27	186	14.52%	297
他	その他 ※4	488			5,963
	合計	5,346			55,425

※1 全国施設数は、

「平成29年社会福祉施設等調査報告」（平成29年10月1日現在）、「平成29年介護サービス施設・事業所調査」（平成29年10月1日現在）、
「保育所等関連状況取りまとめ（平成31年4月1日現在）」における保育所数、「地域型保育事業の件数について（平成28年4月1日現在）」、
「認定こども園に関する状況について（平成31年4月1日現在）」における幼保連携型認定こども園数、
「社会的養育の推進に向けて（平成31年1月）」における児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、
自立援助ホーム、ファミリーホーム数を参照した

※2 平成24年度までの施設・サービス種別

※3 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計

※4 以下のものを含む。「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」「高齢者・その他」「障害者・その他」「その他障害児支援」「児童・その他」
「更正施設」「授産施設」「宿所提供施設」「その他のサービス・その他」

○都道府県別の受審数の内訳(運営主体別)

No.	都道府県	公営	社会福祉 法人※1	社会福祉 協議会	医療法人	営利法人 (会社)	特定 非営利 活動法人	日赤	社団 ・財団	協同組合	その他	合計
1	北海道	2	17	0	0	1	0	0	1	0	1	22
2	青森県	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	13
3	岩手県	0	10	0	0	1	0	1	0	0	0	12
4	宮城県	0	9	2	0	2	0	0	1	0	2	16
5	秋田県	0	0	3	0	0	2	0	0	0	0	5
6	山形県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
7	福島県	0	8	0	0	1	0	0	1	0	0	10
8	茨城県	0	8	0	0	4	0	0	0	0	0	12
9	栃木県	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	14
10	群馬県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
11	埼玉県	13	23	0	0	8	2	0	0	0	0	46
12	千葉県	4	61	0	0	36	0	0	1	0	5	107
13	東京都	353	1,764	7	70	860	316	3	77	8	114	3,572
14	神奈川県	19	159	0	1	95	13	0	2	0	5	294
15	新潟県	0	16	0	0	2	0	0	0	0	0	18
16	富山県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
17	石川県	0	9	0	3	1	0	0	0	0	0	13
18	福井県	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	41	23	1	0	0	0	0	0	1	1	67
21	岐阜県	11	10	2	1	4	0	0	0	0	0	28
22	静岡県	5	26	0	0	4	0	0	0	0	0	35
23	愛知県	18	81	1	0	10	0	0	0	0	3	113
24	三重県	2	16	0	1	2	0	0	0	0	0	21
25	滋賀県	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	8
26	京都府	4	185	13	20	25	4	0	3	1	0	255
27	大阪府	1	59	0	0	11	1	0	0	0	1	73
28	兵庫県	5	36	0	0	1	4	0	0	0	0	46
29	奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	3	29	0	6	1	0	0	0	0	0	39
32	島根県	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	23
33	岡山県	0	10	0	1	0	0	0	0	0	0	11
34	広島県	7	30	0	0	1	0	0	0	0	1	39
35	山口県	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18
36	徳島県	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
37	香川県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
38	愛媛県	1	10	2	0	2	0	0	1	0	0	16
39	高知県	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
40	福岡県	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	10
41	佐賀県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
42	長崎県	0	18	0	0	0	0	0	1	0	0	19
43	熊本県	1	31	0	0	0	0	0	0	0	0	32
44	大分県	0	4	0	0	0	2	0	0	0	1	7
45	宮崎県	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
46	鹿児島県	0	0	0	0	0	10	0	21	0	0	31
47	沖縄県	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
全国合計受審数		516	2,728	31	103	1,096	354	4	109	10	134	5,085

※1「社会福祉協議会」以外

※2 全国推進組織が認証する評価機関が実施した社会的養護関係施設の271件は含まない

参考資料 8

○苦情受付件数(平成12年度～令和元年度)

(件)

都道府県	令和元年度			30年 度	29年 度	28年 度	27年 度	26年 度	25年 度	24年 度	23年 度	22年 度	21年 度	20年 度	19年 度	18年 度	17年 度	16年 度	15年 度	14年 度	13年 度	12年 度	累計
	初回	継続	計																				
北海道	85	53	138	124	160	163	149	139	146	117	140	89	107	106	85	93	69	62	49	46	51	8	2,041
青森県	5	25	30	27	36	36	53	56	46	50	40	41	36	26	27	34	36	25	23	18	21	0	661
岩手県	10	38	48	51	60	62	30	26	33	20	10	15	26	17	36	23	36	33	28	20	18	4	596
宮城県	5	37	42	33	40	50	38	46	50	42	53	33	55	77	48	62	48	28	41	15	8	6	815
秋田県	11	15	26	33	27	27	41	29	32	27	30	37	29	28	23	47	35	60	69	56	15	4	675
山形県	39	29	68	31	50	31	28	27	52	18	28	20	22	32	24	15	21	37	36	21	13	5	579
福島県	39	19	58	48	38	35	35	41	33	35	31	38	44	57	55	36	28	25	32	13	11	1	694
茨城県	73	32	105	78	68	66	64	53	64	58	55	84	69	14	16	20	22	24	31	37	18	3	949
栃木県	56	9	65	64	50	46	48	32	45	34	29	43	41	54	55	39	48	34	47	26	32	3	835
群馬県	31	14	45	62	49	26	35	34	36	26	35	55	39	46	51	42	40	39	41	48	10	3	762
埼玉県	23	22	45	56	53	68	65	83	57	60	81	88	42	53	92	79	109	105	113	68	57	39	1,413
千葉県	125	174	299	233	250	271	290	252	260	244	161	147	93	114	109	107	135	101	129	57	65	24	3,341
東京都	800	4	804	753	654	789	819	889	760	766	438	395	398	431	377	320	410	308	229	90	59	5	9,694
神奈川県	80	56	136	130	120	122	131	154	107	95	94	100	95	87	86	90	101	75	85	77	73	36	1,994
新潟県	43	1	44	46	39	48	65	69	72	70	61	39	39	33	44	53	40	37	33	27	23	2	884
富山県	4	1	5	25	18	22	24	33	21	18	7	7	9	16	35	16	12	20	23	10	7	0	328
石川県	25	0	25	22	19	22	25	25	28	12	19	31	20	24	14	16	14	9	11	11	11	4	362
福井県	28	0	28	29	32	24	28	27	33	45	34	34	26	18	34	37	25	38	29	7	17	6	551
山梨県	7	0	7	14	13	8	10	9	6	9	18	8	12	11	7	8	4	10	5	14	9	0	182
長野県	9	41	50	56	62	54	56	44	69	63	40	57	63	55	50	54	61	47	25	28	36	18	988
岐阜県	63	29	92	108	71	43	55	39	55	44	24	18	33	35	27	32	38	38	32	25	21	1	831
静岡県	73	2	75	72	71	31	73	53	28	34	30	35	57	54	73	59	64	42	14	22	6	0	893
愛知県	191	0	191	176	187	158	176	161	155	122	118	125	89	87	90	70	86	72	56	60	67	28	2,274
三重県	74	53	127	114	118	123	132	110	84	70	65	50	37	35	14	16	22	27	50	19	30	8	1,251
滋賀県	2	16	18	21	37	24	37	39	23	14	26	21	25	33	41	41	42	44	34	35	56	35	646
京都府	108	156	264	161	97	109	196	148	99	113	135	108	82	70	63	77	63	78	65	40	27	3	1,998
大阪府	421	69	490	450	416	456	334	280	264	275	249	204	214	198	202	185	183	166	261	235	151	25	5,238
兵庫県	196	31	227	225	183	184	139	84	154	137	91	82	65	77	59	83	67	78	82	42	31	35	2,125
奈良県	12	16	28	29	34	34	57	39	48	50	38	30	27	32	15	24	16	26	18	18	13	5	581
和歌山県	34	0	34	28	26	30	33	28	35	25	26	43	41	33	48	55	44	40	22	24	11	7	633
鳥取県	27	14	41	45	46	28	30	34	110	48	31	23	22	15	22	37	23	29	11	11	12	1	619
島根県	15	0	15	19	17	27	18	21	24	21	22	14	16	24	21	24	24	40	66	31	16	5	465
岡山県	26	7	33	24	41	34	44	25	25	13	26	33	33	17	27	27	46	31	27	25	20	13	564
広島県	29	3	32	42	99	80	75	73	49	46	27	6	21	25	35	36	44	49	46	33	41	12	871
山口県	87	7	94	95	91	59	60	50	59	37	33	34	31	39	36	29	38	28	28	48	61	34	984
徳島県	25	1	26	22	21	55	28	33	33	19	21	11	17	40	21	20	26	26	28	29	29	0	505
香川県	20	21	41	32	38	32	37	27	12	13	14	18	25	33	30	20	33	35	31	26	25	18	540
愛媛県	20	5	25	26	13	16	27	18	24	18	24	29	20	51	39	54	44	41	37	38	20	14	578
高知県	8	0	8	8	23	23	21	25	38	13	24	20	15	16	15	21	18	14	36	23	12	8	381
福岡県	298	25	323	319	273	249	239	220	260	166	156	124	121	119	116	112	110	101	88	47	35	12	3,190
佐賀県	30	15	45	45	43	43	39	25	11	6	17	12	10	14	13	15	12	28	29	14	7	2	430
長崎県	19	4	23	24	30	44	32	34	33	45	40	53	48	41	66	66	39	42	65	16	16	6	763
熊本県	49	0	49	71	69	69	59	76	45	30	32	51	41	56	58	66	53	49	28	13	4	5	924
大分県	53	0	53	36	45	38	16	42	40	36	45	26	27	28	27	23	28	11	23	18	20	3	585
宮崎県	25	2	27	22	24	12	28	19	37	27	12	15	6	10	5	23	39	29	18	13	11	1	378
鹿児島県	17	69	86	73	78	91	50	47	35	46	53	49	28	32	45	49	15	37	14	12	10	7	857
沖縄県	79	28	107	99	88	81	71	73	60	53	62	58	30	41	42	60	60	46	44	36	29	2	1,142
合計	3,499	1,143	4,642	4,301	4,117	4,143	4,140	3,891	3,790	3,330	2,845	2,653	2,446	2,554	2,518	2,515	2,571	2,364	2,332	1,642	1,335	461	58,590

※累計は12～令和元年度